萩市給水装置工事施行基準

2 0 1 9 年版

萩

市

給水装置工事施行基準

《 目 次 》

1	総則		
	1. 1	目的	1
	1. 2	適用	1
	1. 3	用語の定義	1
	1. 4	給水装置の種類	1
	1. 5	給水装置工事の種類	1
2	給水	装置の設計	
	2. 1	基本調査	3
	2. 2	給水方式の決定	4
	2. 3	給水方式の選定基準	4
	2. 4	設計使用水量	4
	2. 5	口径の決定	9
	2. 6	口径計算	11
	2. 7	設計図書の作成	15
3	給水	装置の施工	
	3. 1	一般事項	21
	3. 2	給水装置の構造及び材質	22
	3. 3	給水装置工事施工概要	22
	3. 4	給水管の分岐	23
	3. 5	給水管の埋設深さ及び占用	24
	3. 6	給水管の明示	24
	3. 7	給水分岐、止水栓の位置	25
	3.8	きょう及び蓋	26
	3. 9	連合管	26
	3. 10) メーター	27
	3. 11	土工事	28
	3. 12	2 配管工事	29
	3. 13	3 撤去工事	30
4	安全	• 衛生対策	
	4. 1	汚染防止	31

	4. 2	破壊防止	32
	4.3	侵食防止	32
	4.4	逆流防止	33
	4. 5	凍結防止	33
	4. 6	クロスコネクションの防止	
5	給水	装置工事の申し込み・検査手続き	34
	5. 1	申し込み手続き	35
	5. 2	しゅん工検査	
参	考資料	ŀ	
1	萩市	指定給水装置工事事業者申請フロー	42
2	受付额	窓口について	43
3	施工	関係	
	3. 1	市道舗装復旧の構造図	48
	3. 2	国道・県道舗装復旧の構造図	49
4	水理	計算例	50
5	関係	法令集	52

給水装置工事施行基準

1 総 則

1. 1 目 的

この基準は、給水装置の布設及び管理を適正かつ合理的にするため、水道法(以下「法」という。)、萩市水道給水条例(以下「水道条例」という。)、萩市水道給水条例施行規程(以下「水道規程」という。)、に基づき、給水装置工事の設計と施工について定めたものである。

1. 2 適 用

- (1) この基準は、本市の水道より給水する給水装置工事に適用する。
- (2) この基準の適用に疑義が生じた場合は、市長(以下「管理者」という。)の指示によるものとする。

1. 3 用語の定義

- (1) 給水装置とは、需要者に水を供給するために水道事業者の布設した配水管から分岐して 設けられた給水管と、これに直結する給水用具をいう。(法第3条第9項)
- (2) 給水装置工事とは、給水装置の新設、増設、改造、修繕(法第 16 条の 2 第 3 項の厚生 労働省令で定める給水装置の軽微な変更を除く。) 又は撤去工事をいう。

1.4 給水装置の種類

給水装置は、次のとおり区分する。(水道条例第3条)

- (1) 専用給水装置
 - 1世帯又は、1箇所で専用するもの
- (2) 共用給水装置
 - 2世帯又は、2箇所以上で共用するもの
- (3) 私設消火栓
 - 消防用に使用するもの

1.5 給水装置工事の種類

給水装置工事の種類は、次のとおり区分する。

- (1) 新設工事
 - 新たに給水装置を設置する工事。
- (2) 增設工事
 - 既設給水装置に給水栓等を増設する工事。
- (3) 改造工事

既設給水装置の給水方式、管種、管径、布設ルート、管延長、給水栓等を変更する工事。 (給水管の口径変更、建物の建替によるものを含む。)

(4) 修繕工事

給水装置の破損箇所を修復する工事。

(5) 撤去工事

既設給水装置を配水管、又は他の給水装置の分岐部から取り外す工事。

2 給水装置の設計

2. 1 基本調査

給水装置工事事業者は給水装置工事の依頼を受けた場合、現場の状況を把握するために必要な調査を行う。基本調査は、計画・施工の基礎となる重要な作業であり、調査の良否は計画の策定、施工、さらには給水装置の機能にも影響するため、慎重におこなうこと。なお、標準的な調査項目、調査内容等を表-2.1.1に示す。

表-2.1.1 調査項目と内容

			調査(確	認)場所	
調査項目	内容	工 事 申込者	水 道事業者	現地	その他
1. 工事場所	町名、丁目、番地等住居表示番号	0		0	
2. 使用水量	使用目的(事業・住居)、使用人員、延床 面積、取付栓数	0		0	
3. 既設給水装置の有無	所有者、布設年月、給水装置の種類、口径、 管種、布設位置、水栓番号	0	0	0	所有者
4. 屋外配管	水道メーター、止水栓(仕切弁)の位置、 布設位置、分岐の位置	0		0	
5. 屋内配管	 給水栓の位置(種類と個数)、給水用具 	0		0	
6. 配水管の布設状況	口径、管種、布設位置、仕切弁、配水管の 水圧、消火栓の位置		0	0	
7. 道路の状況	種別(公道・私道等)、幅員、舗装別、舗 装年次			0	道路 管理者
8. 各種埋設物の有無	種類 (下水道・ガス・電気・電話等)、口 径、布設位置			0	埋設物 管理者
9. 現場の施工環境	施工時間(昼・夜)、関連工事			0	埋設物 管理者
10. 既設給水管から 分岐する場合	所有者、給水戸数、布設年月、口径、布設 位置、既設建物との関連	0	0	0	所有者
11. 受水槽式の場合	受水槽の構造、位置、配管ルート			0	
12. 工事に関する同意承諾の取得確認	分岐の同意、私有地給水管埋設の同意、そ の他利害関係者の承諾	0			利 害 関係者
13. 建築確認	建築確認通知 (番号)	0			

2.2 給水方式の決定

給水方式の区分は、次のとおりとする。

(1) 直結直圧式

配水管の動水圧により直接給水するもの。

(2) 受水槽式

給水管から水道水を一旦受水槽に受け、この受水槽から給水するもの。 主な方式はつぎのとおりとする。

- ① 高置水槽式
- ② 圧力水槽式
- ③ ポンプ直送式
- (3) 直結・受水槽併用式

一つの建物内で直結式、受水槽式の両方の給水方式を併用するもの。

2.3 給水方式の選定基準

給水方式は、本市の水圧で直接給水することを原則とする。

- (1) 直結直圧式で給水できる場合
 - ① 給水装置内の末端、又は最高位での最小動水圧が、0.049MPa 確保できるもの。
 - ② その他、管理者が認めた場合。
- (2) 受水槽式にしなければならない場合

「直結式で給水が認められない場合]

- ① 有毒薬品を使用する工場等で、逆流によって配水管の水を汚染するおそれがある場合。
- ② 常時一定の水量、水圧を必要とする場合。
- ③ 病院などで災害時、事故等による水道断減水時にも、給水の確保が必要な場合。
- ④ 一時に多量の水を使用するとき、又使用水量の変動が大きいときなどに、配水管の水圧 低下を引き起こすおそれがある場合。
- ⑤ 給水装置工事申込時、当該建物に使用用途不明な区画がある場合。
- ⑥ その他、管理者が認めた場合。

2. 4 設計使用水量

- (1) 用語の定義
 - ① 計画使用水量とは、給水装置工事の対象となる給水装置に給水される水量をいい、給水装置の給水管の口径の決定等の基礎となるものである。
 - ② 同時使用水量とは、給水装置工事の対象となる給水装置内に設置されている給水用具のうちから、いくつかの給水用具を同時に使用することによってその給水装置を流れる水量をいい、一般的に計画使用水量は同時使用水量から求められる。
 - ③ 計画一日使用水量とは、給水装置工事の対象となる給水装置に給水される水量であって、 一日当たりのものをいう。計画一日使用水量は、受水槽式給水の場合の受水槽の容量の決 定等の基礎となるものである。
- (2) 計画使用水量の決定

- ① 計画使用水量は、給水管の口径、受水槽容量といった給水装置系統の主要諸元を計画する際の基礎となるものであり、建物の用途及び水の使用用途、使用人数、給水栓の数等を考慮した上で決定すること。
- ② 同時使用水量の算定に当たっては、各種算定方法の特徴を踏まえ、使用実態に応じた方法を選択すること。

(3) 直結給水の計画使用水量

直結式給水における計画使用水量は、給水用具の同時使用の割合を十分考慮して実態に合った水量を設定することが必要である。この場合は、計画使用水量は同時使用水量から求める。以下に、一般的な同時使用水量の求め方を示す。

- ① 一戸建て等における同時使用水量の算定の方法
 - ア) 同時に使用する給水用具を設定して計算する方法

同時に使用する給水用具数を、表 2.4.1 から求め、任意に同時に使用する給水用具を設定し、設定された給水用具の吐水量を足しあわせて同時使用水量を決定する方法である。使用形態に合わせた設定が可能である。しかし、使用形態は種々変動するので、それらすべてに対応するためには、同時に使用する給水用具の組み合わせを数通り変えて計算しなければならない。このため、同時に使用する給水用具の設定に当たっては、使用頻度の高いもの(台所、洗面所等)を含めるとともに、需要者の意見なども参考に決める必要がある。

ただし、学校や駅の手洗所のように同時使用率の極めて高い場合には、手洗器、小便器、大便器等、その用途ごとに表 2.4.1 を適用して合算する。

一般的な給水用具の種類別吐水量は表 2.4.2 のとおりである。また、給水用具の種類に関わらず吐水量を口径によって一律の水量として扱う方法もある。(表 2.4.3)

総給水用具数	同時に使用する 給水用具数	総給水用具数	同時に使用する 給水用具数
1	1	1 1 ~ 1 5	4
$2\sim4$	2	16~20	5
5~10	3	21~30	6

表 2.4.1 同時使用を考慮した給水用具数

表 2.4.2 種類別吐水量と対応する給水用具の口径

用途	使用水量	対応する給水用具	備考
<u></u>	(L/min)	の口径 (mm)	UH 右
台所流し	12~40	13~20	
洗濯流し	12~40	13~20	
洗 面 器	8~15	13	
浴槽(和式)	20~40	13~20	

浴槽(洋式)	30~60	20~25	
シャワー	8~15	13	
小便器 (洗浄水槽)	12~20	13	
小便器 (洗浄弁)	15~30	13	1回(4~6秒)の吐出量 2~3L
大便器 (洗浄水槽)	12~20	13	
大便器 (洗浄弁)	70~130	25	1回(8~12 秒)の吐出量 13.5~16.5L
手 洗 器	5~10	13	
消火栓 (小型)	130~260	40~50	
散水	15~40	13~20	
洗車	35~65	$20 \sim 25$	業務用

表 2.4.3 給水用具の標準使用水量

給水用具の口径(mm)	1 3	2 0	2 5
標準使用水量(L/min)	1 7	4 0	6 5

イ) 標準化した同時使用水量により計算する方法 (表 2.4.4)

給水用具の数と同時使用水量の関係についての標準値から求める方法である。

給水装置内の全ての給水用具の個々の使用水量を足しあわせた全使用水量を給水用 具の総数で割ったものに、使用水量比を掛けて求める。

同時使用水量=給水用具の全使用水量÷給水用具総数×使用水量比

表 2.4.4 給水用具数と同時使用水量比

総給水用具数	1	2	3	4	5	6	7
使用水量比	1	1.4	1.7	2.0	2.2	2.4	2.6
総給水用具数	8	9	10	15	20	30	
使用水量比	2.8	2.9	3.0	3.5	4.0	5.0	

② 集合住宅等における同時使用水量の算定方法

ア) 各戸使用水量と給水戸数の同時使用率による方法

1戸の使用水量については、表 2.4.1 又は表 2.4.4 を使用した方法で求め、全体の同時使用戸数については、給水戸数と同時使用戸数率(表 2.4.5)により同時使用戸数を定め同時使用水量を決定する方法である。

表 2.4.5 給水戸数と同時使用戸数率

戸数	1~3	4~10	11~20	21~30	31~40	41~60	61~80	81~100
同時使用戸数率(%)	100	90	80	70	65	60	55	50

イ) 戸数から同時使用水量を予測する算定式を用いる方法

1 0 戸未満
$$\mathbf{Q} = 4 \ 2 \stackrel{0.33}{\mathrm{N}}$$
 1 0 戸以上 6 0 0 戸未満 $\mathbf{Q} = 1 \ 9 \ \mathrm{N}$

ただし、Q:同時使用水量 (L/min)

N:戸数

り) 居住人数から同時使用水量を予測する算定式を用いる方法

$$1 \sim 3 \ 0 \ (人)$$
 Q= 2 6 $\stackrel{0.36}{P}_{0.56}$ 3 1 ~ 2 0 0 (人) Q= 1 3 $\stackrel{1}{P}$

ただし、Q:同時使用水量(L/min)

P:人数(人)

- ③ 一定規模以上の給水用具を有する事務所ビル等における同時使用水量の算定方法
- ア) 給水用具給水負荷単位による方法

給水用具給水負荷単位とは、給水用具の種類による使用頻度、使用時間及び多数の給水用具の同時使用を考慮した負荷率を見込んで、給水流量を単位化したものである。同時使用水量の算出は、表 2.4.6 の各種給水用具の給水用具負荷単位に給水用具数を乗じたものを累計し、図 2.4.1 の同時使用水量図を利用して同時使用水量を求める方法である。

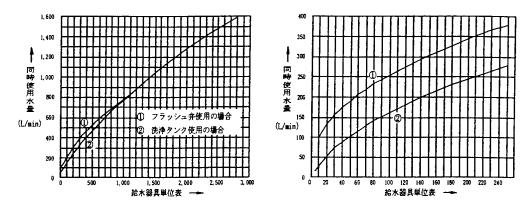


図 2.4.1 同時使用水量図

表 2.4.6 給水用具給水負荷単位表 (空気調和衛生工学便覧 平成7年版)

給 水 用	Ħ	給水用具給力	K 負荷単位表	備考
和水用	共	個人用	公共用及び事業用	1佣 <i>→</i> 5
大便器	F. V	6	10	F. V=洗浄弁
大便器	F. T	3	5	F. T=洗浄水槽
小便器	F. V	_	5	

小便器	F. T	_	3
洗面器	水栓	1	2
手洗器	11	0.5	1
浴槽	<i>II</i>	2	4
シャワー	混合弁	2	4
台所流し	水栓	3	
料理場流し	11	2	4
食器洗流し	11	_	5
掃除用流し	11	3	4

(4) 受水槽式給水の計画使用水量

受水槽式給水における受水槽への給水量は、受水槽の容量と使用水量の時間的変化を考慮して定める。一般に受水槽への単位時間当り給水量は、1日当たりの計画使用水量を使用時間で除した水量とする。

計画一日使用水量は、建物種類別単位給水量・使用時間・使用人員(表 2.4.7)を参考にするとともに、当該施設の規模と内容、給水区域内における他の使用実態などを十分考慮して設定する。

計画一日使用水量の算定には、次の方法がある。

- ① 使用人員から算出する場合 1人1日当たり使用水量(表 2.4.7)×使用人員
- ② 使用人員が把握できない場合 単位床面積当たり使用水量(表 2.4.7)×延床面積
- ③ その他

使用実績等による積算

表 2.4.7 は、参考資料として掲載したもので、この表にない業態等については、使用実態 及び類似した業態等の使用水量実績等を調査して算出する必要がある。

また、実績資料等が無い場合でも、例えば用途別及び使用給水用具ごとに使用水量を積み上げて算出する方法もある。

なお、受水槽容量は、計画一日使用水量の4/10~6/10程度が標準である。

表2.4.7 建物種類別単位給水量・使用時間・使用人員表

建物	種類		単位給水量 (一日当たり)	使用 時間 (h/d)	注 記	有効面積当たり の人員など	龤
戸 建	住	宅	200~4001/人	10	居住者一人当たり	0,16人/m ²	
集 合	住	宅	200~3501/人	15	居住者一人当たり	0.16人/m ²	
独 :	身	寮	400~6001/人	10	居住者一人当たり		
官公庁	· 事 務	所	60~1001/人	9	在勤者一人当たり	0.2人/m²	男子50l/人、女子100l/人 社員食堂・テナント等は別途加算
				操業		座り作業	男子501/人、女子1001/人
I		場	60~100 <i>l</i> /人	時間	在勤者一人当たり	0,3人/m²	も 風 企場 こうしゅ ない Bil 空 in 体
				+ 1		立ち作業 0.1人/m ²	社員食堂・シャワー等は別途加算
総合	病	院	1,500~3,500l/床 30~60l/m²	16	延べ面積 1 m²当たり		設備内容などにより詳細に検討する
ホテ	ル 全	体	500~6,0001/床	12			設備内容などにより詳細に検討する
ホテル	各 室	部	350~4501/床	12			各室部のみ
保		所	500~8001/人	10			
喫	 茶	店	20~35l/客 55~130l/店舗m²	10		店面積には厨房 面積を含む	厨房で使用される水量のみ便所洗浄水な どは別途加算
飲	食	店	55~130l/客 110~530l/店舗m²	10		同上	同上 定性的には、軽食・そば・和食・洋食・ 中華の順に多い
社 員	食	堂	25~50l/食 80~140l/食堂m ²	10		同上	同上
給食セ	ンタ	-	20~301/食	10			同上
デ パ スーパー	マーケ	ト ット	15~30 <i>l</i> /m ²	10	延べ面積 1 m²当たり		従業員分・空調用水を含む
小・中・著	善適高等	 学校	70~1004/人	9	(生徒+職員) 一人当たり		教師・従業員分を含む。ブール用水(40 ~100l/人)は別途加算
大 学	講義	棟	$2 \sim 4 l/m^2$	9	延べ面積 1 m²当たり		実験・研究用水は別途加算
剔場	映画	館	25~40l/m² 0.2~0.3l/Å	14	延べ面積 1 m ² 当たり 入場者一人当たり		従業員分・空調用水を含む
9 - 3	ナル	駅	101/1,000人	16	乗降客1,000人当たり		列車給水・洗車用水は別途加算
	通	駅	31/1,000人	16	乗降客1,000人当たり		従業員分・多少のテナント分を含む
寺 院	·教	会	101/人	2	参会者一人当たり		常住者・常勤者分は別途加算
X	書	館	251/人	6	閲覧者一人当たり	0.4人/m ²	常勤者分は別途加算

(空気調和・衛生工学会便覧 平成7年版による。)

2.5 口径の決定

- (1) 給水管の口径の決定は、管理者が定める配水管の水圧において計画使用水量を供給できるもので、かつ経済性も考慮した合理的な大きさにすること。
- (2) 水理計算に当っては、計画条件に基づき、損失水頭、管口径、メーター口径等を算出すること。
- (3) メーター口径は、計画使用水量に基づき、市で使用するメーターの使用流量基準の範囲内(表 2.5.1)で決定すること。

注1) 単位給水量は設計対象給水量であり、年間一日平均給水量ではない。

²⁾ 備考欄に特記のない限り、空調用水、冷凍機冷却水、実験・研究用水、プロセス用水、プール、サウナ用水等は別途加算する。

- (4) 停滞水の恐れがあるので、使用水量に比べ過大にしないこと。
- (5) 管理者が認めた場合を除き、メーターより下流側はメーター口径より増径してはならな い。

表 2.5.1 水道メーター使用流量基準

【水道メーター型式別適正使用流量表(参考)】

	ЛS									┃ ┃		一時的使用の 許容流量(m³/h)※2		1 日当たりの 使用量(m³/日)※3			月間
Q ₃	Q ₃ /Q ₁ (R)	呼び往	Z E	流量範囲 (m³/h) ※1	10 分/日 以内の 場合	1 時間/日 以内の 場合	1日使用時 間の合計 が 5 時間 のとき	1日使用時 間の合計 が 10 時間 のとき	1日24時 間使用の とき	使用量 (m³/月) ※4							
2.5			13	0.1~1.0	2.5	1.5	4.5	7	12	100							
4		接線流	20	0.2~1.6	4	2.5	7	12	20	170							
6.3		1女孙/儿	25	0.23~2.5	6.3	4	11	18	30	260							
10	100		30	0.4~4.0	10	6	18	30	50	420							
16	100		40B	0.4~6.5	16	9	28	44	80	700							
40		たて型	50	1.25~17.0	50	30	87	140	250	2,600							
63		たて至	75	2.5~27.5	78	47	138	218	390	4,100							
100			100	4.0~44.0	125	74.5	218	345	620	6,600							

※接線流の呼び径 40 A については、定格最大流量(Q3)16 m³/h の性能が確保できないため、呼び径 30 と同じ 10 m³/h

で表すこととなる。
10 100 接線流 40A 0.5~4.0 10 6 18 420

(一般社団法人日本計量機器工業連合会の資料による。)

2.6 口径計算

(1) 計算方法

口径は、給水用具の立ち上がり高さと計画使用水量に対する総損失水頭を加えたものが、 配水管の水圧の水頭以下となるように計算によって定める。

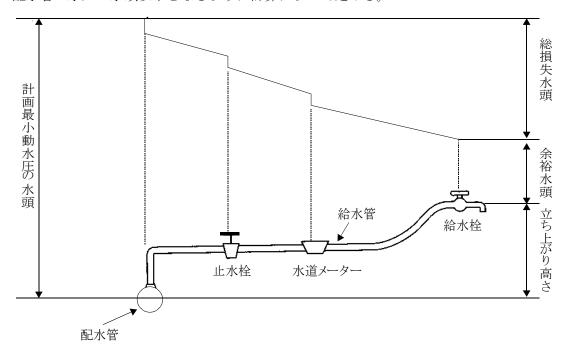


図2.6.1 動水勾配線図

ただし、将来の使用水量の増加、配水管の水圧変動等を考慮して、ある程度の余裕水頭を確保しておく必要がある。

なお、最低作動水圧を必要とする給水用具がある場合は、給水用具の取付部において3~5m程度の水頭を確保し、また先止め式瞬間湯沸器で給湯管路が長い場合は、給湯水栓やシャワーなどにおいて所要水量を確保できるようにすることが必要である。

さらに、給水管内の流速は過大にならないよう配慮することが必要である。(空気調和・衛生工学会では 2.0 m/sec 以下としている。)

(2) 損失水頭

損失水頭には、管の流入、流出口における損失水頭、管の摩擦による損失水頭、メーター及び給水用具類による損失水頭、管の曲がり、分岐、断面変化による損失水頭等がある。 これらのうち主なものは、管の摩擦損失水頭、メーター、給水用具類及び管継手部による損失水頭であって、その他のものは計算上省略しても影響は少ない。

① 給水管の摩擦損失水頭

給水管の摩擦損失水頭の計算は、口径 50mm以下の場合は、ウェストン (Weston) 公式による。また、口径 75mm以上の管についてはヘーゼン・ウイリアムス(Hazen・Williams) 公式による。

1) ウェストン公式 (口径 50mm以下の場合)

$$h = (0.0126 + \frac{0.01739 \cdot 0.1087 \times D}{\sqrt{V}}) \times \frac{L}{D} \times \frac{V^2}{2 \text{ g}}$$

$$Q = \frac{\pi D^2}{4} \times V$$

ここに、h:損失水頭(m)

V:管内の平均流速 (m/sec)

L:管の長さ (m)

D:管の口径 (m)

g:重力の加速度($9.8 \mathrm{m/sec}^2$)

Q:流量 (m³/sec)

ウェストン公式による給水管の流量図を示せば、図 2.6.2 のとおりである。

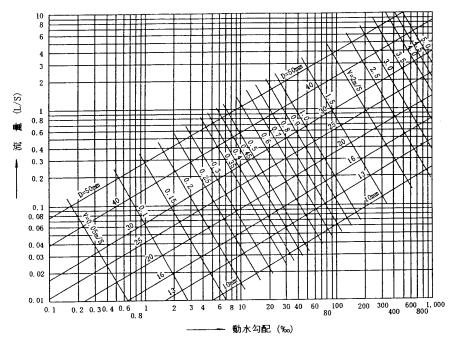


図2.6.2 ウエストン公式流量図

2) ヘーゼン・ウイリアムス公式(口径 75mm 以上の場合)

$$\texttt{h=}10.666\times\overset{\texttt{-}1.85}{C}\times\overset{\texttt{D}}{\overset{\texttt{-}4.87}{C}}\times\overset{\texttt{Q}}{\overset{\texttt{1}.85}{Q}}\times\texttt{L}$$

$$Q = 0.27853 \times C \times D^{2.63} \times I^{0.54}$$

$$I\!=\!10.666\!\times\! C^{\,{}^{-\!}1.85}\!\times\! D^{\,{}^{-\!}4.87}\,\times\! Q^{\,{}^{1.85}}$$

h:損失水頭(m)

Q:流量(m³/sec)

I:動水勾配 I=h/L(‰)

L:管の長さ (m)

C:流速係数 (表 2.6.1)

表 2.6.1 流速係数 Сの値(水道施設設計指針より)

管	種	C 値
モルタルライニンク	· 铸鉄管	1 1 0
塗覆装鋼管		1 1 0
硬質塩化ビニル管		1 1 0

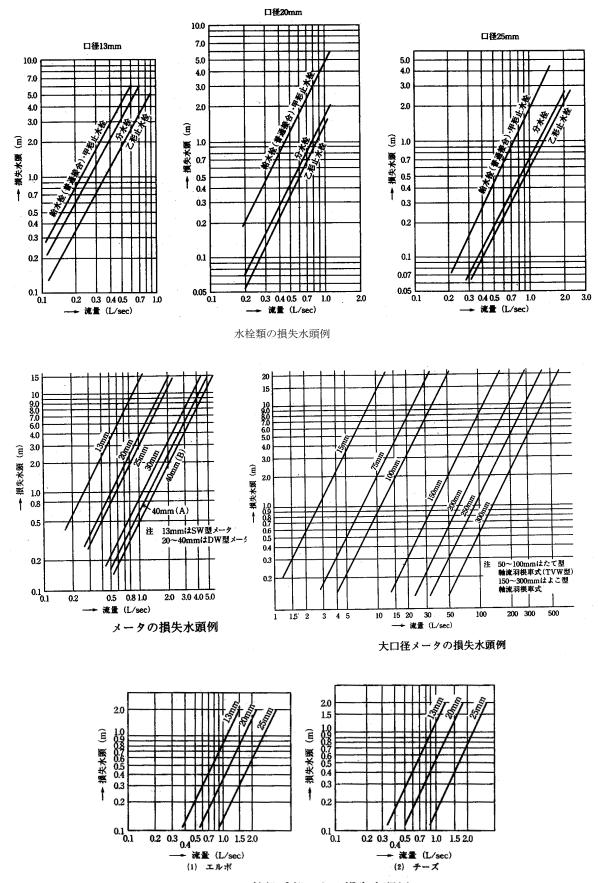
表 2.6.2 器具類損失水頭の直管換算長(山口県給水装置設計施工指針より)

品名/口径 (㎜)	13	20	25	40	50	75	100
分水栓	1.5	2.0	3.0				
止水栓 (甲)	3.0	8.0	10.0	25.0	30.0		
仕切弁						0.6	0.8
メーター (接線流)	4.0	7.0	11.0	26.0			
メーター (軸 流)					30.0	20.0	40.0
エルボ (90°)	0.6	1.0	1.3	2.2	2.2	3.0	4.0
エルボ45°						1.8	2.4
チーズ (直流)	0.2	0.2	0.3	0.5	0.6		
チーズ (分流)	0.9	1.2	1.5	2.1	3.0	4.5	6.3
丁字管直流						0.9	1.2
スルース弁	0.1	0.2	0.3	0.4	0.5		
ボールタップ	4.0	8.0	11.0	20.0	26.0		
給水栓	3.0	8.0	8.0				
逆止弁 (スイング弁)	1.2	1.6	2.0	3.1	4.0		
逆止弁						5.7	7.6

② 各種給水用具による損失

水栓類、メーター、管継手部による水量と損失水頭の関係(実験値)を示せば、図 2.6.3 のとおりである。

なお、これらの図に示していない給水用具の損失水頭は、製造会社の資料などを参考にして決めることが必要になる。



管継手部による損失水頭例

図 2.6.3 損失水頭例

③ 各種給水用具類などによる損失水頭の直管換算長

直管換算長とは、水栓類、メーター、管継手部等による損失水頭がこれと同口径の直管の何メートル分の損失水頭に相当するかを直管の長さで表したものをいう。

各種給水用具の標準使用水量に対応する直管換算長をあらかじめ計算しておけば、これらの損失水頭は管の摩擦損失水頭を求める式から計算できる。

直管換算長の求め方は次のとおりである。

- 1) 各種給水用具の標準使用水量に対応する損失水頭(h)を求める。
- 2) ウェストン公式流量図 (図 2.6.2) から、標準使用流量に対応する動水勾配 (I) を求める。
- 3) 直管換算長 (L) は、L= (h/I) ×1000 である。

2.7 設計図書の作成

(1) 図面

図面は給水装置計画の技術的表現であり、工事施工の際の基礎であるとともに、給水装置の適切な維持管理のための必須の資料となるので、明確、かつ容易に理解できるものとすること。

(2) 図面の種類

給水装置工事の計画、施工に際しては、①位置図、②平面図、また、必要に応じて以下の③~⑨の図面を作成すること。

- ① 位置図 給水(申込)家屋、付近の状況等の位置を図示したもの。
- ② 平面図 道路及び建築平面図に給水装置及び配水管の位置を図示したもの。
- ③ 詳細図 平面図で表すことのできない部分を別途詳細に図示したもの。
- ④ 立面図 建物や給水管の配管状況等を図示したもの。
- ⑤ 立体図 給水管の配管状況等を立体的に図示したもの。
- ⑥ 縦断図
- ⑦ 系統図
- ⑧ 関連図
- ⑨ 構造図
- (3) 作図の基本図面
 - ① 表示記号

図面に使用する表示記号は、図 2.7.1~4 を標準とすること。

② 文字

文字は明確に書き、漢字は楷書とする。

文章は左横書きを標準とする。

③ 管、文字の色分け

管、文字の色分けは図 2.7.5 を標準とすること。

④ 縮尺

縮尺は、平面図 $1/50\sim100$ 、横断図は、 $1/50\sim100$ を標準とする。又縮尺は図面ごとに記入すること。

⑤ 単位

給水管及び配水管の口径の単位は (mm) とし、単位記号はつけない。 給水管の延長単位は (m) とし、単位記号はつけない。 なお、延長は小数第1位 (小数第2位を四捨五入) までとする。

⑥ 方位

作図にあたっては必ず方位を記入し、北を上にすることを原則とする。

図 2.7.1 弁栓類その他の図式記号

名 称	図示記号	名称	図示記号	名称	図示記号
仕切弁		消火栓	— H—	管の交差	
止水栓		防護管 (さや管)		メーター	
逆止弁		口径変更			

図 2.7.2 給水栓類の符号(平面図)

種 別	符号	種 別	符号	種 別	符号
一般用具		その他		混合水栓	

図 2.7.3 給水栓類の符号(立面図)

種 別	符号	種別	符号	種別	符号
一般用具給水栓類		一般用具シャワーヘッド		一般用 フラッシュバルブ	
一般用具ボールタップ		一般用具その他			

図 2.7.4 給水管の管種記号

管種	記号
ダクタイル鋳鉄管	DIP
鋳鉄管	CIP
硬質塩化ビニル管	VP
硬質塩化ビニルライニング鋼管(外面・亜鉛メッキ 白色)	SGP-VB
硬質塩化ビニルライニング鋼管(外面・硬質塩化ビニル被覆 青色)	SGP-VD
耐衝撃性硬質塩化ビニル管	HIVP
ポリエチレン管	PP
銅管	CP
架橋ポリエチレン管	XPEP
ポリブテン管	PBP
水道用耐震型高性能ポリエチレン管	HPPE

図 2.7.5 管及び文字の色分け

名 称	色	文字色	凡 例
新設給水管	赤 (実線)	赤	
既設給水管	黒 (実線)	黒	
撤去給水管	赤 (×印)	赤	
配水管	黒 (実線)	黒	
新設給湯管	青 (実線)	青	
既設給湯管	黒 (破線)	黒	
井戸配管	黒 (破線)	黒	

(4) 位置図の記入(申請時2部)

給水申込家屋、申請地(赤書)、申請者、住所、氏名、施工路線、付近の状況、道路状況及び主要な建物を記入すること。

(5) 平面図の記入

縮尺は、平面図 1/50~100 を原則とする。

平面図には、次の内容を記入すること。

- ① 給水栓等給水用具の取付位置
- ② 配水管からの分岐位置のオフセット(3点から測定)
- ③ 布設する管の管種、口径、延長及び位置(立ち上がり含む)
- ④ 道路の種別 (舗装種別、幅員、歩車道区分、公道及び私道の区分)
- ⑤ 公私有地、隣接敷地の境界線及び隣接関連水栓番号
- ⑥ 分岐する配水管及び既設給水管等の管種、口径(立ち上がり含む)

- ⑦ その他工事施工上必要とする事項(障害物の表示等)
- ⑧ 玄関、水栓に関係ある間取り、全体の間取り。
- ⑨ 配管位置、メーター位置。
- ⑩ 公道と私道の区別
- ① 集合住宅は、部屋番号と水栓番号 平面図例を図 2.7.6~2.7.7 に示す。

(6) 詳細図

平面図で表すことのできない部分に関して、縮尺の変更による拡大図等により図示すること。

(7) 立面図

立面図は平面で表現することのできない建物や配管等を表示すること。

(8) 立体図

立体図は平面で表現することができない配管状況を立体的に表示するもので、施工する管の種類、口径及び延長等を記入すること。

(9) その他

受水槽式給水の場合の図面は、直結給水部分(受水槽まで)と受水槽以下に分け、受水槽以下は参考図として提出すること。

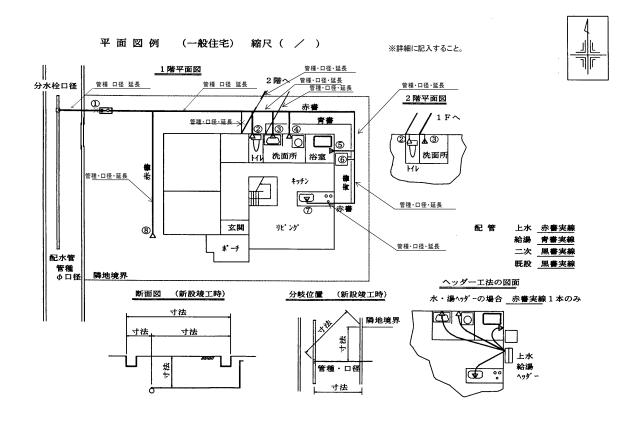
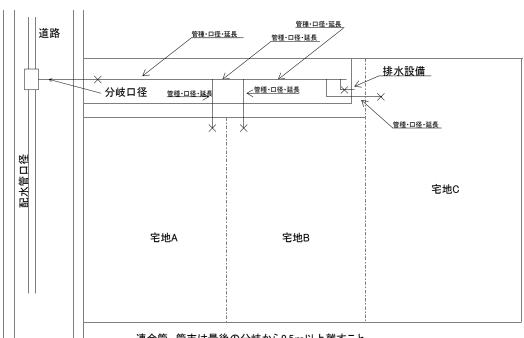


図 2.7.6



連合管、管末は最後の分岐から0.5m以上離すこと。 また、排水のためドレーンを設置すること。

図2.7.7

3 給水装置の施工

3. 1 一般事項

(1) 現場管理

施工現場を十分把握し、常に工事の安全に留意すると共に、付近住民に迷惑を及ぼさないよう、現場管理を適正に行い、事故防止に努めなければならない。

(2) 現場責任者の常駐

施工現場には、必ず現場責任者が常駐し、関係官公署の許可証を掲示、携帯すること。

(3) 保安設備

公衆災害防止のため、関係法令及び許可条件に基づき、保安設備を設置すること。

(4) 公害防止

騒音、振動等で迷惑を掛けないよう注意すること。

(5) 立会い

地下埋設物については、必要に応じて各関係者に概要を通知のうえ、現場立会いを求め、工法について協議すること。

(6) 設計変更

施工の途中で変更の必要が生じた場合は、直ちにその旨を報告し変更設計書を提出し再審査を受けた後でなければ施工してはならない。ただし、軽微なものについてはこの限りではない。

(7) 断水

① 断水を伴う給水装置工事の場合、事前に管理者と協議すること。なおその際、断水の 区域等を記入したお知らせ文を添付すること。

協議は断水希望日の 10 日程度前にすること。お知らせ文(別記第 1 号様式)は指定 給水装置工事事業者により 3 日程度前に各戸に配布すること。

- ② 断水区域に理容店、歯科医院、その他営業されている店舗等があれば事前に協議し、可能な限り調整すること。
- ③ 断水は、管理者が行う。ただし、給水管に限り特に認めた場合は、指定給水装置工事事業者に行わせることができる。
- (8) 車両通行止め
 - ① 車両通行止めをおこない給水装置工事をする場合、諸車通行禁止について(別記第2号様式)に迂回路の地図を添付したものを8部作成し、施工の3日前(土、日、祭日を除く)までに管理者まで提出すること。
 - ② 車両通行止めをおこない給水装置工事を施工することについて、付近の居住者等に周知することとともに、あわせて、予告看板等を設置し規制状況の広報に努めること。
- (9) 事故処理

万一事故が発生したときは、臨機応変な処置を行うとともに、速やかに報告し、指示を 受けること。

3.2 給水装置の構造及び材質

(1) 厚生省令による給水装置の構造及び材質

給水装置に使用する材料は、「給水装置の構造及び材質の基準に関する省令(厚生省令第 14号)」に適合したものを使用すること。

(2) 使用材料の確認

給水装置工事主任技術者は責任をもって的確に材料を選定し、給水装置台帳(設計書) に使用材料の明細を記載し管理者へ提出しなければならない。

(3) 管理者指定材料

分岐からメーターまでの材料は管理者の指定品(萩市指定材料表)を使用すること。

3.3 給水装置工事施工概要

給水装置工事施工については、次の点に注意して施工する。

- ① 道路内に配管する場合は、配管占用位置及び深さを誤らないようにするとともに、他の 埋設物との間隔を30cm以上確保する。また、維持管理に支障とならないよう、斜走配管 はしないこと。
- ② 分岐部から止水栓までの配管材料について ϕ 13~ ϕ 25 は、水道用硬質塩化ビニルライニング鋼管、又は、水道用ポリエチレン二層管軟質 1 種とする。 ϕ 40~ ϕ 50 は、水道用硬質塩化ビニルライニング鋼管、 ϕ 50~ ϕ 150 は水道用耐震型高性能ポリエチレン管、 ϕ 75 以上については、水道用ダクタイル鋳鉄管とする。
- ③ 側溝を横断する場合は、底部伏せ越しを原則とする。ただし、加工困難な場合は、水路施設管理者の許可を得て、高水位以上に架設し損傷のないように保護管を用いる。
- ④ 敷地内に配管する場合、止水栓及びメーターの設置は、維持管理に適した箇所を選定するとともに、できるだけ直線配管となるようにする。
- ⑤ メーターの上流側には、、止水栓 (40 mm以下)、仕切弁 (50 mm以上) 及び伸縮付ストップバルブを設けること。

口径 40 mm以上のメーターの下流側には、メーター取り外し時の戻り水などによる被害を防止するめ、下流側にバルブ等を取り付けること。

- ⑥ 止水栓、仕切弁の設置位置
 - ア) 単独給水装置の場合は、原則として宅地内の1m以内
 - イ) 配水管のない道路に給水装置を布設する場合は、配水管のない道路に入った所に第 1 止水栓(40 mm以下)、第1仕切弁(50 mm以上)を設けること。
- ⑦ 地階あるいは2階以上に配管する場合は、修繕や改造工事に備えて、各階ごとにバルブを取り付けるとともに、立ち上がりや横走り部分で露出配管となる箇所には適当な間隔 $(1\sim2\,\mathrm{m})$ で建物へ固定する。
- ⑧ 家屋への主配管は、構造物の下の通過を避け、基礎外回りに配管すること。やむを得ないときは、管を集中させるさや管ヘッダー方式とする。なお、ヘッダー手前にバルブ等を設けること。
- ⑨ 給水管が基礎および壁などを貫通するときは、配管スリーブを設け、スリーブ内は弾性体で充填する。

- ⑩ 給水管の露出部分が、外傷または凍結のおそれのあるときは、防食用ポリ塩化ビニル・ 粘着テープ・ポリスチレンフォーム・保温材などで保護する。
- ① 鳥居配管または伏越しをするときは、防寒・防食・衝撃防止に留意する。
- ② 管理者メーターの2次側配管が、HI-VPの場合は、伸縮継手メーター用ソケットを設置すること。(HI-VP製のユニオンを使用してはならない。)

3. 4 給水管の分岐

(1) 分岐位置の間隔

分水栓の取り付け間隔は、表 3.4.1 のとおりとする。

X 0.1.1 ////	TAX > 11() [e][[[]
穿 孔 口 径	取り付け間隔
13mm	30cm 以上
20mm	30cm 以上
25mm	40cm 以上
40mm 以上	50cm 以上

表 3.4.1 分水栓取り付け間隔

(2) 過大分岐の禁止

配水管への取付け口における給水管の口径は、当該給水装置による水の使用量に比し、 著しく過大でないものとすること。

(3) 配水管の過大負荷の防止

分岐の口径は、配水管の口径より小さい口径とすること。

- (4) 分岐の禁止
 - ① 配水本管からの給水分岐はできない。ただし、付近に配水管がない場合は、管理者と協議すること。
 - ② 異形管及び継手から給水管の分岐をしないこと。
 - ③ 配水管の管末から 1.0m 未満に分岐しないこと。
- (5) 分岐の数

配水管からの分岐数は1宅地に1本とし既設 $2\sim3$ 宅地を1宅地にする場合、既設は分水閉栓すること。やむを得ず残置する場合は、維持管理に関する誓約書を申請書類とともに提出すること。

(6) 分岐の工事

- ① 分岐方向は、配水管と直角に取り出すこと。
- ② 分岐の方法は、不断水穿孔を原則とする。
- ③ サドル分水栓等の水圧検査は、1.75MPa(鋳鉄管、鋼管)を1分間とする。ただし、 その他の管種は1.0MPaとする。
- ④ 分岐に当たっては配水管等の外面を十分清掃し、サドル付分水栓等の給水用具の取付けはボルトの締め付けが片締めにならないよう平均して締め付けること。
- (5) 穿孔機は確実に取り付け、その仕様に応じたドリル、カッターを使用すること。

なお、サドル分水栓による分岐の穿孔は、配水管に対して垂直に行い、切り屑が残らないよう放水しながら施工すること。また、発生した切り屑は、回収するとともに適切に処分すること。

- ⑥ 穿孔は、内面塗膜面等に悪影響を与えないように行うこと。 (鋳鉄管、鋼管の分岐部には密着コアを挿入すること。)
- ⑦ サドル分水栓及び割T字管は、取付け後防食フィルムを巻き付けること。

3.5 給水管の埋設深さ及び占用

(1) 埋設深さ

給水管の埋設深さ(土被り)は、表 3.5.1 のとおりとする。ただし、障害物のためやむを得ず規定深度がとれない場合は、道路管理者等と協議のうえ、必要な防護措置を施すこと。埋設探さは、規定深度以上とするが、極端に深くならないこと。

(2) 道路占用 道路使用許可

道路への給水管布設に際しては、道路管理者の許可及び警察署の道路使用許可を得ること。又、許可条件に従い施工すること。

(3) 特殊構造物 (河川、線路、バス停等)

特殊構造物等を横断又は近接する場合は、事前に当該管理者と協議し、適切な工法で布設すること。

道路区分	横断・縦断	摘 要
	全 口 径	加安
国・県 道	道路管理者の規定深度	
市道	II .	
私道・その他	0.6m以上	車両の通行できる道
松垣・その他	0. 45m 以上	車両の通行できない道
宅 地 内	車両等の通行場所は、0、6m以上、 その他は、原則 0.3m以上とする。	

表 3.5.1 給水管の埋設探さ

※舗装厚に 0.3mを加えた値が 0.6mを超える場合は、舗装厚に 0.3mを加えた値を最低土被りとする。

3. 6 給水管の明示

- (1) 道路部分に布設する給水管には、明示テープ(40 mm以上)、明示シート等により管を明示すること。なお、金属管以外を埋設した場合は、明示シートをアルミ入りとすること。
- (2) 敷地部分に布設する給水管の位置について、維持管理上明示する必要がある場合は、明示杭、明示鋲等によりその位置を明示すること。

3.7 給水分岐、止水栓の位置

- (1) 配水管から直接宅地内及び第2公道に引込まれる場合、給水分岐、止水栓の位置は必ずしゅん工図にその寸法を記入すること。
 - ① 宅地内へ引込む場合 (図 3.7.1) 最初に設置する止水栓の位置は、宅地境界から 1.0m 以内を標準とする。
 - ② 道路上に設置する場合(図3.7.2)

公道上に設置する止水栓及び止水栓きょうは、埋設、沈下等により位置不明にならないよう十分な基礎を行い、管理者指定の止水栓、止水栓きょうを設けること。

また、設置位置は輪荷重による直接の影響がないよう十分注意して設置場所を決定すること。

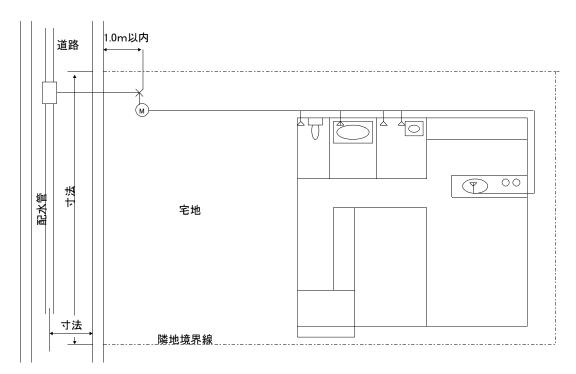


図 3.7.1 宅地内に引き込む場合

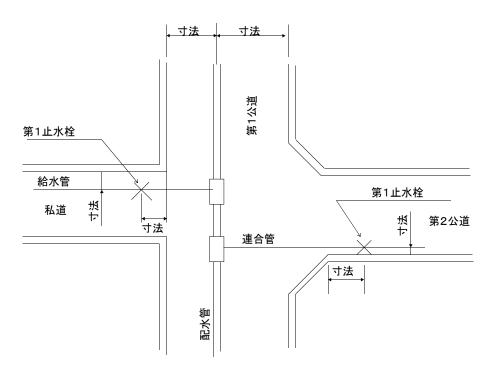


図 3.7.2 公道上に設置する場合

3. 8 きょう及び蓋

メーターきょう、止水栓鉄蓋、仕切弁鉄蓋及び消火栓鉄蓋は、管理者指定品を使用すること。これらの設置は次のとおりとする。

- (1) きょう、鉄蓋の基礎は、その周辺に沈下等が生じないよう十分締め固めを行うこと。
- (2) メーター、器具等の取替え及び検針が容易に行えるよう据え付けること。
- (3) 仕切弁鉄蓋は、流れの方向に会わせること。
- (4) 地盤高さと均一に据え付けること。
- (5) 地下水等に水没、埋没しない場所に据え付けること。
- (6) 集合住宅等で、複数のメーターきょうを並べて設置する場合は、蓋又はきょうの内側に 白ペイントで部屋番号を明示。又は、部屋番号札を設置すること。
- (7) 50 mm以上のメーターきょうについては、検針用小窓付とすること。

3. 9 連合管

- (1) 宅地造成地及び、共同で布設する給水本管をいう。
- (2) 管口径は、水理計算をおこない、過大口径にならないこと。
- (3) 各宅地に分岐し、止水栓を設置するときは、後日その位置がわかるよう標示杭などを立て、止水栓はプラグ止めし盗水に注意すること。管末には、排水のためドレーンを取り付けること。バルブは車両の通行のない所に深度 30 c m軽度に埋設し、吐水口は水没しない揚所に取り付け、逆止弁設置するとともに、排水先に注意すること。
- (4) ドレーン口径は、連合管より小口径とする。

3. 10 メーター

(1) 用語の定義

① 管理者メーター

給水装置工事申込者等から加入金の納入後、管理者が貸与し、これにより水道料金の徴収を行なうメーター。

② 子メーター

給水装置工事申込者等が自己の都合により、設置するメーター。 管理者はこのメーターの検針及び水道料金等の徴収は行なわない。

③ 私有メーター

戸別検針等に関する取扱要綱に基づき管理者が承認したメーター。メーター管理は、設備所有者がおこなう。

(2) メーターの種類

メーターの種類は、表 3.11.1 のとおりとする。

□ ⁄ ▽ ()	メーターの種類					
口径(mm)	接線流羽根車式	軸流羽根車式				
13	0					
20	0					
25	0					
40	0	0				
50		0				
75		0				
100		0				

表 3.11.1 メーターの種類

(3) 設置の場所

- ① 管理者メーターの設置位置は、原則として道路境界線に最も近接した(境界より、1 メートル以内、かつ、管延長1.5メートル以内)屋外敷地部分で、検針及び取替作業 等が容易な場所とする。また、メーターの損傷、凍結等のおそれがない位置であること。 やむを得ずこれを超える場合は、誓約書を申請書類とともに提出すること。
- ② メーターの設置位置は、地下式とする。ただし、やむを得ず地上式とする場合は事前に協議すること。
- ③ メーター取り外し時の戻り水、地下水等による汚染を防止すること。
- ④ 車両の通行等による損傷を受けるおそれのない箇所に水平に設置すること。

(4) 管理義務

給水装置の使用者は、給水装置を常に清潔にし、検査、修理、漏水調査、又はメーター の点検に支障をきたすような物件又は工作物を設置してはならない。

(5) 設置の個数

- ① 1つの建物ごとに1個のメーターを設置する。ただし、同一敷地内で同じ需要者が使用するものは、建造物の棟数に関係なく1個のメーターを設置することができる。ただし、各棟への分岐箇所にバルブを設置すること。
- ② 1 つの建造物であっても構造上、利用上独立して利用される区画、又は需要者が異なる場合は、それぞれに1個のメーターを原則として設置しなければならない。
- (6) メーター付近の施工
 - ① メーターに接する配管には、伸縮性の継手を使用し、メーターの着脱が容易にできるようにすること。
 - ② メーターの誤差が生じないようメーターの上流側及び下流側にそれぞれ管径の10 倍と5倍の直線部を設けると共に、空気の停滞がないよう配置すること。

3. 11 土工事

(1) 一般事項

工事は、関係法令を遵守して、各工種に適した方法に従って行い、設備の不備、不完全 な施工等によって事故や障害を起こすことがないようにすること。

道路掘削を伴う場合などは、当該道路管理者及び所轄警察署長等に必要な手続きを行い、 その道路使用許可等の条件を遵守して適正に施工、かつ、事故防止に努めること。

(2) 掘削

- ① 掘削に先立ち、事前に地上及び地下構造物等を調査し、これらに損傷を与えず、安全、かつ、確実な施工ができる掘削断面とすること。
- ② 掘削方法の選定に当たっては、現場状況等を総合的に検討した上で決定すること。
- ③ 掘削は、周辺の環境、交通、他の埋設物等に与える影響を十分考慮し、入念に行うこと。
- ④ 必要に応じて、交通整理人を配置すること。
- ⑤ 掘削敷き均しは、凹凸のないようにし、必要なときは良質土、砂等で敷き均しを行うこと。
- ⑥ 湧水のある場所は、水を排除しながら掘削するとともに、その排水は適正に行うこと。 特に濁水による水路への沈砂、用水路等の利用者に損害を与えないこと。
- ⑦ 掘削は、直線とし、えぐり掘削はしないこと。

(3) 道路等の掘削

- ① 道路管理者等による許可条件等に断面等の条件があれば、遵守すること。
- ② 舗装道路は、掘削に先立ち他の部分に、影響を及ぼさないようカッターで縁切りを行うこと。周りは方形を基本とし、切り口は垂直とすること。なお、舗装版切断に伴い発生する濁水は、原則として回収し、適正な処理をすること。
- ③ 原則として、掘置きはしないこと。ただしやむを得ない理由により当該道路管理者及び 所轄警察署長等の許可を得た場合、許可条件、及び道路管理者の指示に従い工事標示施設 及び覆工等の措置を講じ、事故防止に万全を期すること。
- ④ 道路横断の掘削は、片側の工事を完了し、交通の妨げにならないよう必要な措置を講じ

た後、他方を掘削すること。

(4) 七留工

- ① 掘削探さが 1.5m を超える場合は、土留工を施すこと。 ただし、切り取り面がその箇所の土質に見合った勾配を保って、安全かつ確実な施工ができる場合は除く。
- ② 掘削深さが 1.5m 以内であっても自立性に乏しい地山の場合は、施工の安全性を確保するため適切な勾配を定めて断面を決定するか、又は土留工を施すこと。

(5) 埋戻し

- ① 道路内の埋戻しに当たってはダスト、又は砂に置き換え、施工後に陥没、沈下等が発生しないよう十分締め固めるとともに、埋設した給水管及び他の埋設物にも十分注意すること。ただし、各道路管理者が認めた場合、管保護材を施工後、良質な土砂を用いることができる。
- ② 転圧は原則として 30cm (路床部にあっては 20 cm) 以下ごとに敷き均し、タンパ・ランマ・ローラなどで十分締め固めること。(写真の管理も行なうこと。)

(6) 残土処分

- ① 工事によって生じた建設発生土、建設廃棄物等の不要物は、「廃棄物の処理及び清掃に 関する法律」その他の規定に基づき、工事施行者が責任を持って適正、かつ速やかに処理 すること。
- ② 残土は速やかに所定の場所に運び処分すること。
- ③ アスファルトは産業廃棄物の取り扱いとなるので適正な処分とすること。

(7) 道路復旧

- ① 仮復旧は当日とし、舗装掘削跡は、常温アスファルト混合物、又は加熱アスファルト混合物で速やかに仮復旧すること。なお仮復旧は、本復旧工事と同じ水準で施工し、路盤沈下を予測できるような工事をおこなってはならない。(沈下を予想し、在来路面より高くしてはならない。)
- ② 舗装復旧は、道路管理者の指示に従い、速やかに行うこと。
- ③ 非舗装道路の復旧は、道路管理者の指示に従い直ちに行うこと。
- ④ 道路標示部分を掘削した場合は、原形復旧すること。ただし、当日復旧が困難な場合は、 同色ペイントで仮復旧すること。
- ⑤ 工事完了後、給水装置工事が原因の路面沈下等が生じた場合は、施工した給水装置事業者の責任において手直し工事をすること。なお、路面沈下の瑕疵は竣工検査合格後、原則2年間とする。

3. 12 配管工事

- (1) 主な配管の留意点
 - ① 設置場所の荷重条件に応じ、土圧、輪荷重その他の荷重に対し、充分な耐力を有する構造及び材質の給水装置を選定すること。
 - ② 給水装置の材料は、当該給水装置の使用実態に応じ必要な耐久性を有するものを選定すること。

- ③ 事故防止のため、他の埋設物との間隔を 30cm 以上確保すること。
- ④ 給水管の配管は、原則として直管及び継手を接続することにより行うこと。施工上やむを得ず曲げ加工を行う場合には、管材質に応じた適正な加工を行うこと。
- ⑤ 敷地内の配管は、できるだけ直線配管とすること。
- ⑥ 地階あるいは2階以上に配管する場合は、原則として各階ごとに止水栓または、バルブを取り付けること。
- ⑦ 水圧、水撃作用等により給水管が離脱するおそれのある場所にあっては、適切な離脱防止のための措置を講じること。
- ⑧ 給水装置は、ボイラー、煙道等高温となる場所を避けて設置すること。
- ⑨ 高水圧を生じるおそれがある場所や貯湯湯沸器にあっては、減圧弁又は逃し弁を設置すること。
- ⑩ 空気溜りを生じるおそれがある場所にあっては、空気弁を設置すること。
- ① 給水装置工事は、いかなる場合でも衛生に充分注意し、工事の中断時又は一日の工事終 了後には、管端にプラグ等で管栓をし、汚水等が流入しないようにすること。

3. 13 撤去工事

- (1) 給水分岐の閉止
 - ① 給水管の撤去は、必ず分岐部を閉止するとともに、止水栓も撤去すること。
 - ② 分水栓は、コマ下げとし上部は撤去後(甲型分水栓)、閉栓キャップを施すこと。
 - ③ サドル分水栓及び割丁字管は、キャップ、栓または、フランジ蓋止めとする。
 - ④ T字管(チーズ)は、原則切り取り直管に置き換えること。

4 安全・衛生対策

4. 1 汚染防止

- (1) 防止対策
 - ① 連合管の末端部には排水機構として排泥弁等を設置すること。 排水を側溝等に流す場合は、排水を目視できるよう原則としてグレーチング蓋とする。
 - ② 学校のように一時的、季節的に使用されない給水装置には、給水管内に長期間水の停滞を生じることがある。このような衛生上好ましくない停滞した水を容易に排除できるように排水機構を適切に設置すること。
 - ③ シアン、六価クロム、その他水を汚染するおそれのある物質を貯留し、又は取り扱う施設が破損した際にも、その影響がない所まで離して配管すること。
 - ④ ビニル管、ポリエチレン管等の合成樹脂管は、有機溶剤等に侵され易いので鉱油類、有機溶剤その他の油類が浸透するおそれのある箇所には使用しないこととし、金属管(鋼管)を使用することが望ましい。また、合成樹脂管を使用する場合は、さや管等で適切な防護措置をすること。有機溶剤その他の油類が浸透するおそれのある箇所は、ガソリンスタンド、自動車整備工場、有機溶剤(塗料・シンナー)取扱事業所などである。
 - ⑤ 接合用シール材、又は接着剤は、水道用途に適したものを使用し、これらが管内に押し 込まれないよう適切に接合すること。また、鋼管のねじ切り時の切削油も管内まで付着し ないよう適切に使用すること。

4. 2 破壞防止

- (1) 水擊防止
 - ① 給水圧が高い場所には、減圧弁、定流量弁等を設置し給水圧、又は流速 2.0 m/s 以下に さげること。
 - ② 水撃作用を生じるおそれのある箇所にはその手前に近接して水撃防止器具を設置すること。
 - ③ ボールタップの使用にあたっては、その用途に適したものを選定すること。
 - ④ 受水槽等にボールタップで給水する場合は、必要に応じて波立ち防止を施すこと。
 - ⑤ 水撃作用の増幅を防ぐため、空気の停滞が生じるおそれのある鳥居配管等は避けること。
 - ⑥ 水路の上越し等でやむを得ず空気の停滞が生じるおそれのある配管となる場合は、これ を排除するため、空気弁、又は排気装置を設置すること。

(2) その他の破壊防止

- ① 地盤沈下、振動等により破壊が生じるおそれがある場所にあっては、伸縮性又は可とう性を有する給水装置を設置すること。
- ② 壁等に配管された給水管の露出部分は、適切な間隔で支持金具等により固定すること。
- ③ 水路等を横断する場所にあっては、原則として水路等の下に給水装置を設置すること。 やむを得ず水路等の上に設置する場合には、高水位以上の高さに設置し、かつ、さや管等 による防護措置を施すこと。
- ④ 給水管が構造物の基礎及び壁等を貫通する場合、構造物の基礎及び壁等の貫通部に配管 スリーブ等を設け、スリーブとの間隙を弾性体で充填し、管の損傷を防止すること。

4. 3 侵食防止

- (1) 外面防食
 - ① 酸又はアルカリによって侵食されるおそれのある場所にあっては、酸又はアルカリに対する耐食性を有する材質の給水装置を設置すること。又は防食材で被覆すること等により適切な侵食の防止のための措置を講ずること。
 - ② 漏えい電流により侵食されるおそれのある場所にあっては、非金属性の材質の使用、又は絶縁材で被覆すること等適切な電気防食のための措置を講ずること。
 - ③ サドル付分水栓などの分岐部及び被覆されていない金属製の給水装置は、ポリエチレンシートによって被覆すること等により適切な侵食防止のための措置を講ずること。

(2) 管内面防食

- ① 鋳鉄管、及び鋼管からの取り出しでサドル分水栓等により分岐、穿孔した通水口には、防食コアを挿入するなど適切な防錆防止を施すこと。
- ② 内面ライニング管を使用すること。
- ③ 鋼管継手部には、管端防食継手、防食コア等を使用すること。

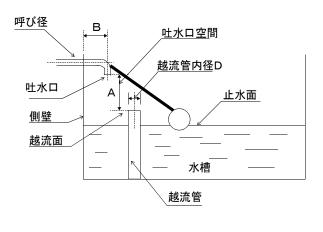
4. 4 逆流防止

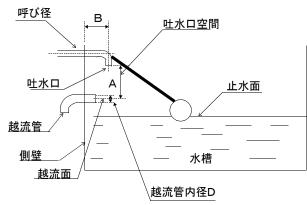
- (1) 水が逆流するおそれのある場所に逆止弁を設置すること。
- (2) タンクによる逆流防止

タンク等に給水する場合は、吐水口と越流面並びに吐水口中心から壁までの距離(吐水 空間) は表 4.1.1 及び図 4.1.1 による。

文 1111 三八三周 (10 E 10 mm)(1)					
呼び径の区分	近接壁から吐水口の中心	越流面から吐水口の中心			
呼い怪の区分	までの水平距離 B	までの垂直距離 A			
1 3 mm	25mm以上	2 5 mm以上			
2 0 mm	40mm以上	40mm以上			
2 5 mm	50mm以上	50mm以上			

表 4.1.1 吐水空間 (呼び径 2 5 mm以下)





(1)越流管(立取り出し)

(2)越流管(横取り出し)

図 4.1.1 吐水口空間

- ① 水栓、ボールタップを浴槽などの容器に取り付ける場合は、いずれも水面から50mm以上とすること。
- ② 洗剤、薬品を使う水槽及び、容器やプールなど、水面が特に波立ちやすいものについては、越流面から給水栓吐水口までの高さ(A)は200mm以上とすること。
- ③ 横取り出しの越流管は、その中心を越流面とする。
- (3) その他の逆流防止の方法
 - ① 直結給水施設に大便器洗浄弁(フラッシュバルブ)を取り付ける場合は、事前に管理者と協議をし、必ず真空破壊装置を設置すること。
 - ② 給水栓吐水口と浄化槽希釈水注入管とは直結してはならない。
 - ③ その他、逆流防止を必要とする場合は、その措置を講じること。

4. 5 凍結防止

- (1) 凍結防止対策
 - ① 凍結のおそれがある場所の屋外配管は、原則として土中に埋設し、かつ埋設深度は凍結 深度より深くすること。
 - ② 凍結のおそれがある場所の屋内配管は、必要に応じ管内の水を容易に排出できる位置 に水抜き用の給水用具を設置すること。
 - ③ 結露のおそれがある給水装置には、適切な防露措置を講じること。
 - ④ 防寒措置は、配管の露出部分に発泡スチロール、ポリスチレンフォーム、ポリエチレンホーム等を施すものとする。
 - ⑤ メーターが凍結するおそれがある場所は、耐寒性のメーターきょうを使用するか、又はメーターきょう内外に保温材等を設置する等、凍結防止の処置を施すこと。

4. 6 クロスコネクションの防止

当該給水装置以外の水管その他の設備に直接連結しないこと。

クロスコネクションの防止のため、管の外面にその用途が識別できるよう表示すること。

5 給水装置工事の申し込み・検査手続き

5. 1 申し込み手続き

(1) 事前協議

※工事を担当する主任技術者が実施すること。

- (2) 給水装置工事申込書の提出 提出書類及び審査内容
- ① 給水装置工事申込書
 - ア. 申込人住所、氏名、印鑑
 - イ. 代理人又は総代人
 - ウ. 工事場所、工事種別、装置の種類、用途
 - 工. 指定給水装置工事事業者
 - 才. 給水装置工事主任技術者
 - カ. 利害関係人の有無及び同意
- ② 位置図
- ③ 設計図書
 - ア. 平面図 1部
 - イ. その他図面 (必要に応じて)
- ④ 水理計算書の提出管理者が認めた場合を除く
- ⑤ 給水装置(代理人・総代人)選定届 必要な場合
- ⑥ 給水装置所有権移転届必要な場合
- ⑦ 誓約書必要な場合
- (3) 工事施工の許可

受付、審査の後、適正であれば速やかに給水装置工事施工許可証を発行する。不適事項 等は協議し、修正の後、適正となれば許可証を発行する。

許可前の工事着工はしてはならない。また、公道掘削等、関係官公署の許可を別に要するものは、許可が下りるまで施工してはならない。

(4) 占用等の申請

占用申請及び法定外公共物申請等に必要な書類は指定給水装置工事事業者で整えるものとし、道路管理者及び利害関係者と協議した上で提出すること。なお、占用等の申請者名は空白で作成すること。(市・県道2部・国道4部)なお、書類に不備がある場合は、指定給水装置工事事業者で訂正をすること。

(5) 設計変更

建築物の設計変更、工事の進捗状況、又は申込者の都合等により変更を必要とする場合は、改めて申請書等を作成し再度審査をうけなければならない。ただし軽微な変更で管理

者が認めた場合は、しゅん工図で対応することができる。

- (6) 申し込みの取消し
 - ① 申込者は、都合により工事の施工を取り止めた場合は、遅滞なく管理者に届けなければならない。
 - ② 加入金の還付が伴う場合は、すみやかに手続きをすること。

5. 2 しゅん工検査

(1)検査の申請

指定給水装置工事事業者は、工事の完了後1週間以内に検査に必要な書類をそろえて給水装置工事しゅん工検査申請書を提出しなければならない。また、検査を受ける前に給水装置工事自主検査書(別記第3号様式)により自主検査を実施し、不適合な箇所がないようにしておかなければならない。

また、提出書類は、検査日の3日前(土、日、祭日を除く)までに提出すること。 なお、書類に不備があった場合は、書類を整えた後に検査日の設定及び調整を図ること。

- ① 提出書類及び書類審査内容
 - ア. 給水装置工事しゅん工検査申請書
 - イ. 給水装置工事申込書
 - ウ. 給水装置工事自主検査書 検査写真を添付
 - エ. 位置図住所、氏名を記入
 - オ. しゅん工図面

平面図

その他図面(必要に応じ)

力. 写真

水圧テスト(接続部分が分かるもの)、道路部分の給水装置の検査、給水管の配管状況、 埋戻し、転圧、及び路盤工等、その他、検査職員より指示があったもの。

(2) 検査内容

給水装置検査員は必要に応じ、下記の主な検査内容に加え、各種の検査を指定給水装置 工事事業者に求めることができる。また、検査の実施に伴って漏水等の事故が発生したとき には、指定給水装置工事事業者が責任を持って対処しなければならない。

- ① 水圧検査
 - ア. 新設、改造工事は、静水圧で給水栓に圧力計を取付け、メーター止水栓を閉にし、1分間そのまま保ち漏水の有無を確認する。
 - イ. しゅん工検査時に水圧検査ができない場合、1.75MPa を1分間そのまま保ち漏水の有無を確認し写真で記録すること。
 - ウ. 水圧検査に関する作業は指定給水装置工事事業者が行い、検査員はその確認を行う。
- ② メーター脱着検査

メーターユニオンの新設及び改造をした場合は、メーターを脱着し不具合の有無を確認する。

③ 道路復旧

道路復旧の状態。本舗装の復旧状態の確認。

④ しゅん工図との照合

北向き、かつ方位を記入した平面図、断面図、立面図、系統図、写真等、給水管の種類、 口径、延長、寸法、配管、メーター位置等について、現場と照合する。

(3) 検査の期限

指定給水装置工事事業者は、主任技術者をして検査の申請後2週間以内に検査を受けなければならない。

- (4) 検査後の措置
- ① 検査員は、検査完了後、適正な工事であった場合、給水装置工事しゅん工検査合格証を 発行する。
- ② 使用者名・用途変更等を伴う場合は、給水装置工事しゅん工検査合格証の写しを添付し、届け出をおこなうこと。
- (5) 再検査
- ① 適正な工事でなく改修が必要な場合、内容を明記し決済後、給水装置工事改修命令書を 発行する。
- ② 改修が完了後、再度、給水装置工事しゅん工検査申請書を提出し、再検査を受けなければならない。
- ③ 適正な工事となるまで再検査を繰り返し行う。

再検査に合格した場合は、通常の適正な工事と同様に、給水装置工事しゅん工検査合格証 を発行する。

附則

(施行期日)

- 1 萩市給水装置工事施行基準2007年度版は、2007年4月1日から施行する。
- 2 萩市給水装置工事施行基準2007年度版の施行により2005年9月1日施行の萩市給 水装置工事施行基準2005年度版は、その効力を失う。
- 3 萩市給水装置工事施行基準2012年度版は、2012年4月1日から施行する。
- 4 萩市給水装置工事施行基準2012年度版の施行により2012年3月31日施行の萩市 給水装置工事施行基準2007年度版は、その効力を失う。
- 5 萩市給水装置工事施行基準2019年版は、2019月4月1日から施行する。
- 6 萩市給水装置工事施行基準2019年版の施行により2019年3月31日施行の萩市給 水装置工事施行基準2012年度版は、その効力を失う。

(経過措置)

- 6 2007年3月31日までに申請を受理された給水装置工事は、萩市給水装置工事施行基準2005年度版に基づき、処理できる。
- 7 2012年3月31日までに申請を受理された給水装置工事は、萩市給水装置工事施行基準2007年度版に基づき、処理できる。
- 8 2019年3月31日までに申請を受理された給水装置工事は、萩市給水装置工事施行基準2012年度版に基づき、処理できる。

断水のお知らせ

水道事業の運営に	:つきま	こしては	は、平素	より格別の	のご協力を賜り厚くお礼申し
上げます。					
このたび		工事	事に伴い	、下記の	とおり断水をおこないます。
ご迷惑をおかけしま	 ますが、	工事の	の趣旨を	ご理解い	ただきご協力をお願いします。
			量口	7	
断水日時	年	月	日	時	分から
	年	月	日	時	分まで
施工業者					
			TEL_		
お願い					
なお、水道工務課	では断	水の際	、赤水	(鉄サビア	が原因)、白水(空気が原因)の
排水洗浄作業をおこれ	ないまっ	すが、-	一部が复	家庭の引起	公管に流入する場合がありますの
で水を使用されると	きは、	しばら	く水をと	出してから	っご使用ください。

各受付窓口名を記入する

工事に関するお気づきは下記へ

各受付窓口 TEL を記入する

別記第2号様式

関係各位

萩市長

通行禁止について

道路法第46条の規定に基づき、次の通り市道の一部区間を通行禁止にします。

記

1)	禁	止の対	象	諸車通行禁止
2)	区		間	市道
3)	エ	事場	所	
4)	期		間	年 月 日 午前 時から 年 月 日 午後 時まで
5)	理		由	水道工事による車両通行止め(工事のため)
6)	発連	注絡	者 先	
7)	施連	工 業	者先	TEL
8)	別	添 図	面	位置図(迂回路図)

許可日	年	月	日
許可番号			
水栓番号			

給水装置工事自主検査書

年	月	H

工事場所申込者氏名	 	
	給水装置工事事業者	 EI
	給水装置工事主任技術者	 印

下記の検査について、相違ありません。

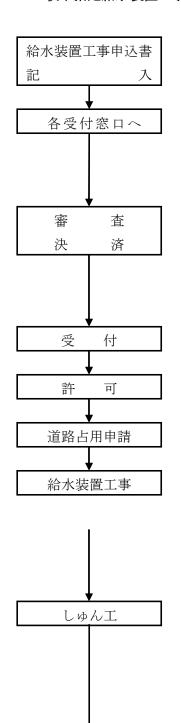
検 査	項目	内 容	結	果
	止 水 栓	・操作に支障はないか。		
	ボックス類	・傾きがないか。		
屋外の状況	メーター	・メーターの逆付はないか。		
		・水平に取付けているか。		
	埋設深さ	・所定の深さに埋設されているか。		
		・延長、給水器具等の位置が竣工図と整合するか。		
	配 管	・露出管に保温カバーがしてあるか。		
配管の状況		・クロスコネクションはないか。		
	接合	・適切な接合がおこなわれているか。		
	管 種	・性能基準適合品を使用しているか。		
給水器具の	給水器具	・性能基準適合品を使用しているか。		
	接続	・適切な接合がおこなわれているか。		
W.D.	1女 税	・逆流防止装置を取付けているか。		
松坐松木		・各給水器具は、メーターを経由しているか。		
機能検査		・給水器具の吐水量、動作状況は適切か。		
水圧テスト		・漏水はないか。		
水質の確認		・臭気、濁り等異常はないか。		
7. 11h		・洗管は充分されているか。		
その他		・給水器具のストレーナーに異物はないか。		

給水装置工事改修命令書

			許 可 番 号	No.				
指定給水装置工事	事業者							
給水装置工事主任	技術者							
水栓番号		第		号				
工事場所	萩市							
工事種別	新設・	増設・改造	・撤去					
装置の種類	専用・	共用· 私設	消火栓					
	住 所 氏 名 (電話)					
改修(再検査)事項								
改修工事期間								
検 査 員	氏 名			印				
上記の改修事項について履行し、再検査を受けること。								
			年	月 日				
			莉	京 市 長				

参考資料

1 萩市指定給水装置工事事業者申請フロー



① 申込書記入

申込人住所・氏名・電話番号、代理人住所・氏名・電話番号、 工事場所、工事種別、装置の種類、用途、工事事業者、主任 技術者、利害関係人のある場合の同意書

- ② 申請書類
- 申込書 1部
- ・ 位置図(1部、新設は2部)・平面図(1部)
- ・ 立面図・詳細図・その他(必要に応じて)
- ・ 水理計算書(管理者が認めた場合を除く)
- ③ 審査
- ・ 申込書の記入内容および印鑑
- ・ 給水方法の種別
- 利害関係人の有無
- ・ 既設があれば、口径、水栓番号、所有者変更届
- 水理計算書
- ・ 図面の書き方 (管種、口径、延長の記入は必須)
- ・ その他、必要書類の提出
- ④ 受付
- · 受付番号·受付年月日記入
- ⑤ 許可
- ・ 許可番号・許可年月日記入・許可証の発行
- ⑥ 占用等の申請
- ・ 占用申請等に必要な書類は工事事業者で整えるものとし、占用 の申請者名は、管理者名、又は空白で作成(給水装置工事許可 後に提出のこと)
- ⑦ 工事着工
- ・ 使用開始届、メーター貸出、<u>給水装置工事着工届(3日前※までに提出)・断水のお知らせ(3日前程度に配布)・通行禁止に</u>ついて(3日前※までに提出)※:土日、祝日を除く
- ⑧ 設計変更
- ・ 建築物の設計変更、工事の進捗状況、又は申込人の都合により 変更が生じた場合は、改めて申請書等を作成し再審査を受ける。 (軽微な変更で管理者が認めた場合を除く)
- ⑨ しゅん工検査提出書類
- 自主検査書(検査写真を添付)
- 位置図
- 平面図
- その他(必要に応じて)
- 写真(水圧テスト(接続部分がわかるもの)、道路部分の検査 状況、配管状況、埋戻し、転圧、路盤、舗装等)
- ・ 使用者変更届(必要に応じて)
- ⑩ しゅん工検査
- ・ 工事を担当する主任技術者が受験すること。
- ・ <u>提出書類は、検査日の3日前までに提出</u>すること。 ※書類に不備があった場合は手直し後に検査日の調整を図る。

(特例)

査

検

<u>緊急を要する給水装置工事は、理由書を添付</u>することにより許可証の発行前に管理者の認める範囲おいて、工事の施工を許可する場合がある。この場合、緊急を要するとは、給水装置の破損等により緊急に修繕の必要がある場合、又は、井戸水利用者等が水質の悪化に伴い水道を緊急に引き込まなければ飲料水の確保が困難な場合。その他、管理者が認める場合。なお、「工事用水等が緊急に必要」などは、緊急とは認められない。

2 受付窓口について

- (1) 萩地域内の工事萩市上下水道局 水道工務課 給水係 TEL0838-25-3392
- (2) 川上地域内の工事川上総合事務所 産業振興部門 TEL0838-54-2121
- (3) 田万川地域内の工事田万川総合事務所 産業振興部門 TEL08387-2-0300
- (4) むつみ地域内の工事むつみ総合事務所 産業振興部門 TEL08388-6-0211
- (5) 須佐地域内の工事須佐総合事務所 産業振興部門 TEL08387-6-2219
- (6) 旭地域内の工事旭総合事務所 産業振興部門 TEL0838-55-0213
- (7)福栄地域内の工事 福栄総合事務所 産業振興部門 TEL0838-52-0121

1014	日しゅんエ	中								数量							位 位 回
萩市上下水道局 給水装置工事台帳	年 月	号						調	しゅんI	十 洪							· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·
給水裝品	V를 나	水栓番							1111111	数量							
下水道局	月 日 設計	告・修繕・ 撤去		住所	氏名	住所	氏名		説	十 洪							
萩市上	并	新設・ 増設・ 改造	工事場所	14 14		分岐を要する		活 二 業 中 4 名 4 名 4 名 4 名 4 名 4 名 4 名 4 名 4 名 4	4							合計金額	上水 牟 位 置 図

給水装置工事着工届

<u>谷</u>	芝	付	窓	П	あて

子 受 付	窓口	あて						
				指定給	水装置工事事	業者		
				給水装	置工事主任技	術者		•
行い	年 ますので届け	月 出ます。	日付第	号でカ	 在工許可のあ	った工事を下記	のとおり	
1.	工 事 場	所	萩市					
2. [工事着工	日		年	月	日		
3. 含	管種・口径							
4. ì	道路掘削予氣	芒日		年	月	日 ~ 年	月	日
	 実施時 規制内 		-	開削工注 直工・路肩規		·侧交互通行•	車輌通行止	
5. 糸	给水分岐予定	苦日		年	月	日 ~ 年	月	日
6. 🗆	Ľ事しゅん工予:	定日		年	月	日		

※ 着工日の3日前(土・日・祝祭日は含まない)までに着工届を提出すること。 (占用許可を受けた工事及び、分岐工事を実施する場合提出すること。)

第1号様式(第15条関係)

 新
 更
 変
 萩指令土第
 号

 規
 新
 更
 年
 月
 日

道路占用許可申請書

年 月 日

萩市長 あて

申請者 住 所 氏 名 担当者

(電話)

道路法第32条の規定により許可を申請します。

<u></u> 坦阳1477 34	2 / V		HI1 G	THE C	ク カ フ o				
占用の目的									
占用の場所	路線名	市道						線	車道・歩道・その他
ロ用の物別	場所	萩市							地内・地先
	名		称	規	•	模		数	量
占用物件									
占用の期間	年年		日カ 日ま		日間	占用物の 構			
工事の期間	年年		日カ 日ま		日間	工 事 実施方			
道路の復旧方法						添付書	類		
備考	施工業者			TEL	4				

記載要領

 新
 更
 変
 については、該当するものを○で囲み、更新・変更の場合には、

 規
 新
 更

(前の許可書の番号及び年月日を記載すること。

- 2 申請者が法人である場合には、「住所」の欄には主たる事務所の所在地、「氏名」の欄には名称及び代表者の氏名を記載するとともに、「担当者」の欄に所属・氏名を記載すること。
- 3 申請者(申請者が法人である場合は代表者。以下同じ。)が氏名の記載を自署で行う場合 又は申請者の本人確認のため道路管理者が別に定める方法による場合においては、押印を 省略することができる。
- 4 「場所」の欄には、地番まで記載すること。占用が2以上の地番にわたる場合には、起 点と終点を記載すること。

「車道・歩道・その他」については、該当するものを○で囲むこと。

- 5 変更の許可申請にあっては、関係する欄の下部に変更後のものを記載し、上部に変更前 のものを()書すること。
- 6 「添付書類」の欄には、道路占用の場所、物件の構造等を明らかにした図面その他必要 な書類を添付した場合に、その書類名を記載すること。

様式第1号

道路占用 許可申請 書 當

	新	更	変	指令萩土第		号
	規	新	更	年	月	日
•				年	月	日

萩土木建築事務所長 殿

住 所 氏 名 担当者

道路法 第32条 の規定により 許可を申請 します。

L II A II 44	√Λ. Δ.	マナ・ナー //四 コ ナ・	いす タ. かた)			
占用の目的	紹水官布設0)ため(個人引き	込み官)		1	
占用の場所	路線名			線	車道・歩道	i・その他
	場所					番地先
	名	称	規	模	数	量
占用の物件						
占用の期間	年	月許可日から	占用物件	別紙のとおり		
☐ \ 1	年	月 日まで	の構造			
工事の期間	年	月許可日から	工事実施	・(昼間・夜間)開削工法		
	年	月日まで	の方法			
道路の	別紙のとおり	1	添付書類	位置図・付近見り	取図・占用方法	の説明書
復旧方法	別がくともり		(47) 音規	実測図 (平面図・断面図)		
備考						
	施工業者・・・ <u>TEL</u>					

記載事項

1. 「許可申請 「第32条 及び「許可を申請 については、該当するものを○で囲むこと。

協議」、第35条」 協議」

新 ▼ 変 については、該当するものを○で囲み、新規、変更の場合には、事前の許可書または回答書の番号
2. 規 新 更 及び年月日を記載すること。

- 3. 申請者が法人である場合には、「住所」の欄には主たる事務所の所在地、「氏名」の欄には名称及び代表者の氏名を記載すること。
- 4. 「場所」の欄には、番地まで記載すること。占用が2以上の番地にわたる場合には、起点と終点を記載すること 「車道・歩道・その他」については、該当するものを○で囲むこと。
- 5. 変更の許可申請にあっては、関係する欄の下部に変更後のものを記載し、上部に変更前のものを () 書きすること。
- 6. 「添付書類」の欄には、道路占用の場所、物件の構造等を明らかにした図面その他必要な書類を添付した場合に、その書類名を記載すること。

 新
 更
 変
 (申請·協議書)

 規
 新
 更
 年
 月
 日

中国地方整備局長 殿

年 月 日

住 所

氏 名

担当者 T E L

道路法 第32条 の規定により 許可を申請 します。 第35条 協 議

他
他

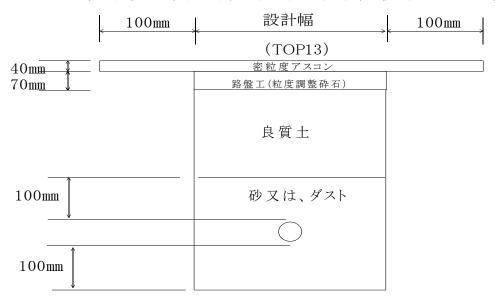
記載要領

- 「許可申請 「第32条 及び 「許可申請 については、該当するものを○で囲むこと。
 協 議」 第35条」 協 議」
- 3. 申請者が法人である場合には、「住所」の欄には主たる事務所の所在地、「氏名」の欄には名称及び代表者の氏名を記載するとともに、「担当者」の欄に所属・氏名を記載すること。
- 4. 「場所」の欄には、番地まで記載すること。占用が2以上の番地にわたる場合には、起点と終点を記載すること。 「車道・歩道・その他」については、該当するものを○で囲むこと。
- 5. 変更の許可申請にあっては、関係する欄の下部に変更後のものを記載し、上部に変更前のものを()書きすること。
- 6. 「添付書類」の欄には、道路占用の場所、物件の構造等を明らかにした図面その他必要な書類を添付した場合に、その書類名を記載すること。

3 施工関係

3.1 市道舗装復旧の構造図 (標準舗装)

舗装断面復旧は、各道路管理者の指示(通常原形復旧)によること。



① 基準幅

掘削肩より影響幅員として 100 mm復旧すること。ただし、道路管理者から指示がでた場合はその値とする。

② 補足材(路盤工)

影響範囲内の路盤の破壊及び損失箇所においては、粒度調整砕石を十分に転圧した後 に舗装すること。

- ③ 写真管理
 - 1.着工前
 - 2.作業中(転圧状況)
 - 3.完成後 本復旧(幅、長さ、厚さ)

以上3点写真を工事完了後一部提出すること。

④ コンクリート舗装・インターロッキングブロック舗装など、その他の舗装復旧は、その 都度、道路管理者と協議すること。

3.2 国道・県道舗装復旧の構造図

- ① 国道・県道舗装復旧の構造図については、各道路管理者の指示(通常原形復旧)によること。
- ② コンクリート舗装・インターロッキングブロック舗装など、その他の舗装復旧は、その 都度、各道路管理者と協議すること。

4 水理計算例

直管としての長さ=3.5m+1.0m+8.0m+2.5m=15.0m 15.0m+35.0m=50.0m

ウエストン公式による給水管の流量図から、動水勾配(‰)を求める。 給水管内の流量0.41/secとし、口径20mmで110‰、口径25mmで40‰、 である。口径13mmは流速2.0m/secを超えるので用いない。

口径20mmの損失水頭の計算 (110÷1000)×50.0m+(1.0m+2.5m)+5.0m=14.0m<15.0m

口径25mmの損失水頭の計算 (40÷1000)×50.0m+(1.0m+2.5m)+5.0m=10.5m<15.0m

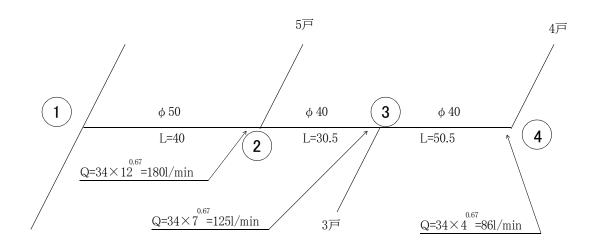
連合管の場合

配水管の水圧 0.4MPa=水頭にして40m

給水戸数 12戸

0.67 設計水量 341/min×12戸 =1801/min

- ①∼② φ 50=40m
- ② \sim ③ ϕ 40=30m+ \mathcal{F} - λ 0.5m=30.5m
- $3\sim4$ ϕ 40=50m+ \mathcal{F} - χ 0.5m=50.5m



ウエストン公式より

損失水頭

- ④~③ h1=2.08m
- ③∼② h2=2.43m
- ②~① h3=2.12m

有効水頭

40m-(2.08m+2.43m+2.12m)=33.37m

5 関係法令集

○水道法(抜粋)

(この法律の目的)

第一条 この法律は、水道の布設及び管理を適正かつ合理的ならしめるとともに、水道を計画的に整備し、及び水道事業を保護育成することによつて、清浄にして豊富低廉な水の供給を図り、もつて公衆衛生の向上と生活環境の改善とに寄与することを目的とする。

(用語の定義)

- 第三条 この法律において「水道」とは、導管及びその他の工作物により、水を人の飲用に適す る水として供給する施設の総体をいう。ただし、臨時に施設されたものを除く。
- 9 この法律において「給水装置」とは、需要者に水を供給するために水道事業者の施設した配 水管から分岐して設けられた給水管及びこれに直結する給水用具をいう。
- 11 この法律において「給水装置工事」とは、給水装置の設置又は変更の工事をいう。

(給水装置の構造及び材質)

第十六条 水道事業者は、当該水道によつて水の供給を受ける者の給水装置の構造及び材質が、 政令で定める基準に適合していないときは、供給規程の定めるところにより、その者の給水契 約の申込を拒み、又はその者が給水装置をその基準に適合させるまでの間その者に対する給水 を停止することができる

(給水装置工事)

- 第十六条の二 水道事業者は、当該水道によつて水の供給を受ける者の給水装置の構造及び材質が前条の規定に基づく政令で定める基準に適合することを確保するため、当該水道事業者の給水区域において給水装置工事を適正に施行することができると認められる者の指定をすることができる。
- 2 水道事業者は、前項の指定をしたときは、供給規程の定めるところにより、当該水道によって水の供給を受ける者の給水装置が当該水道事業者又は当該指定を受けた者(以下「指定給水装置工事事業者」という。)の施行した給水装置工事に係るものであることを供給条件とすることができる。

3 前項の場合において、水道事業者は、当該水道によつて水の供給を受ける者の給水装置が当該水道事業者又は指定給水装置工事事業者の施行した給水装置工事に係るものでないときは、供給規程の定めるところにより、その者の給水契約の申込みを拒み、又はその者に対する給水を停止することができる。ただし、厚生労働省令で定める給水装置の軽微な変更であるとき、又は当該給水装置の構造及び材質が前条の規定に基づく政令で定める基準に適合していることが確認されたときは、この限りでない。

(給水装置の検査)

- 第十七条 水道事業者は、日出後日没前に限り、その職員をして、当該水道によつて水の供給を受ける者の土地又は建物に立ち入り、給水装置を検査させることができる。ただし、人の看守し、若しくは人の住居に使用する建物又は閉鎖された門内に立ち入るときは、その看守者、居住者又はこれらに代るべき者の同意を得なければならない。
- 2 前項の規定により給水装置の検査に従事する職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があつたときは、これを提示しなければならない。

(給水装置工事主任技術者)

- 第二十五条の四 指定給水装置工事事業者は、事業所ごとに、第三項各号に掲げる職務をさせる ため、厚生労働省令で定めるところにより、給水装置工事主任技術者免状の交付を受けている 者のうちから、給水装置工事主任技術者を選任しなければならない。
- 2 指定給水装置工事事業者は、給水装置工事主任技術者を選任したときは、遅滞なく、その旨 を水道事業者に届け出なければならない。これを解任したときも、同様とする。
- 3 給水装置工事主任技術者は、次に掲げる職務を誠実に行わなければならない。
- 一 給水装置工事に関する技術上の管理
- 二 給水装置工事に従事する者の技術上の指導監督
- 三 給水装置工事に係る給水装置の構造及び材質が第十六条の規定に基づく政令で定める基準 に適合していることの確認
- 四 その他厚生労働省令で定める職務

(給水装置工事主任技術者の立会い)

第二十五条の九 水道事業者は、第十七条第一項の規定による給水装置の検査を行うときは、当該給水装置に係る給水装置工事を施行した指定給水装置工事事業者に対し、当該給水装置工事を施行した事業所に係る給水装置工事主任技術者を検査に立ち会わせることを求めることができる。

○水道法施行令 (抜粋)

(給水装置の構造及び材質の基準)

第五条 法第十六条 の規定による給水装置の構造及び材質は、次のとおりとする。

- ー 配水管への取付口の位置は、他の給水装置の取付口から三十センチメートル以上離れている こと。
- 二 配水管への取付口における給水管の口径は、当該給水装置による水の使用量に比し、著しく 過大でないこと。
- 三 配水管の水圧に影響を及ぼすおそれのあるポンプに直接連絡されていないこと。
- 四 水圧、土圧その他の荷重に対して充分な耐力を有し、かつ、水が汚染され、又は漏れるおそ れがないものであること。
- 五 凍結、破壊、侵食等を防止するための適当な措置が講ぜられていること。
- 六 当該給水装置以外の水管その他の設備に直接連結されていないこと。
- 七 水槽、プール、流しその他水を入れ、又は受ける器具、施設等に給水する給水装置にあつて は、水の逆流を防止するための適当な措置が講ぜられていること。
- 2 前項各号に規定する基準を適用するについて必要な技術的細目は、厚生労働省令で定める。

○水道法施行規則 (抜粋)

昭和三十二年十二月十四日

(令第一条第二項の厚生労働省令で定める目的)

第一条 水道法施行令 (昭和三十二年政令第三百三十六号。以下「令」という。)第一条第二 項 に規定する厚生労働省令で定める目的は、人の飲用、炊事用、浴用その他人の生活の用に供することとする。

(給水装置の軽微な変更)

第十三条 法第十六条の二第三項 の厚生労働省令で定める給水装置の軽微な変更は、単独水栓 の取替え及び補修並びにこま、パッキン等給水装置の末端に設置される給水用具の部品の取替 え (配管を伴わないものに限る。)とする。

(給水装置工事主任技術者の選任)

- 第二十一条 指定給水装置工事事業者は、法第十六条の二 の指定を受けた日から二週間以内に 給水装置工事主任技術者を選任しなければならない。
- 2 指定給水装置工事事業者は、その選任した給水装置工事主任技術者が欠けるに至つたときは、 当該事由が発生した日から二週間以内に新たに給水装置工事主任技術者を選任しなければなら ない。
- 3 指定給水装置工事事業者は、前二項の選任を行うに当たつては、一の事業所の給水装置工事 主任技術者が、同時に他の事業所の給水装置工事主任技術者とならないようにしなければなら ない。ただし、一の給水装置工事主任技術者が当該二以上の事業所の給水装置工事主任技術者 となつてもその職務を行うに当たつて特に支障がないときは、この限りでない。

(給水装置工事主任技術者の職務)

- 第二十三条 法第二十五条の四第三項第四号 の厚生労働省令で定める給水装置工事主任技術者 の職務は、水道事業者の給水区域において施行する給水装置工事に関し、当該水道事業者と次 の各号に掲げる連絡又は調整を行うこととする。
- 一 配水管から分岐して給水管を設ける工事を施行しようとする場合における配水管の位置の 確認に関する連絡調整

- 二 第三十六条第一項第二号に掲げる工事に係る工法、工期その他の工事上の条件に関する連絡 調整
- 三 給水装置工事(第十三条に規定する給水装置の軽微な変更を除く。)を完了した旨の連絡

○萩市水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例

平成17年3月6日条例第288号 改正

平成20年9月25日条例第35号 平成24年3月27日条例第4号 平成29年3月10日条例第1号

(設置)

- 第1条 生活用水その他の浄水を市民に供給するため、水道事業を設置する。
- 2 下水を排除し、又は処理するため、公共下水道事業(以下「下水道事業」という。) を設置する。

(法の適用)

第2条 地方公営企業法(昭和27年法律第292号。以下「法」という。)第2条第3項及び 地方公営企業法施行令(昭和27年政令第403号。以下「令」という。)第1条第2項の規 定により、前条第2項の下水道事業に法の規定の全部を適用する。

(経営の基本)

- 第3条 市が経営する水道事業及び下水道事業(以下「上下水道事業」という。)は、常に企業の経済性を発揮するとともに、公共の福祉を増進するように運営されなければならない。
- 2 水道事業の給水区域、計画給水人口及び計画1日最大給水量は、別表第1のとおりとする。
- 3 下水道事業の計画処理区域は、別表第2のとおりとする。

(組織)

- 第4条 法第7条ただし書及び令第8条の2の規定に基づき、上下水道事業に管理者を置かないものとする。
- 2 法第14条の規定に基づき、管理者の権限を行う市長(以下「管理者」という。)の権 限に属する事務を処理させるため、上下水道局置く。
- 3 事務所は、萩市大字江向510番地に置く。

(資本金への組入れ)

- 第5条 利益の処分として特定の目的のため利益を積み立てた積立金を使用した場合においては、その使用した積立金の額に相当する金額を資本金に組み入れなければならない。 (重要な資産の取得及び処分)
- 第6条 法第33条第2項の規定により、予算で定めなければならない上下水道事業の用に供する資産の取得及び処分は、予定価格(適正な対価を得てする売払い以外の方法による譲渡にあっては、その適正な見積価額)が2,000万円以上の不動産又は動産の買入れ若しくは譲渡(不動産の信託の場合を除き、土地については、1件5,000平方メートル以上のものに係るものに限る。)又は不動産の信託の受益権の買入れ若しくは譲渡とする。

第7条 法第34条において準用する地方自治法(昭和22年法律第67号)第243条の2第8項 の規定により、上下水道事業の業務に従事する職員の賠償責任の免除について議会の同意を得なければならない場合は、当該賠償責任に係る賠償額が10万円以上である場合とする。

(議会の議決を要する負担付きの寄附の受領等)

(議会の同意を要する賠償責任の免除)

第8条 上下水道事業の業務について法第40条第2項の規定に基づき条例で定めるものは、 負担付きの寄附又は贈与の受領でその金額又はその目的物の価額が100万円以上のもの 及び法律上市の義務に属する損害賠償の額の決定で当該決定に係る金額が100万円以上 のものとする。

(業務状況説明書類の提出)

- 第9条 管理者は、上下水道事業について、法第40条の2第1項の規定に基づき、毎事業年度4月1日から9月30日までの業務の状況を説明する書類を11月30日までに、10月1日から3月31日までの業務の状況を説明する書類を5月31日までに市長に提出しなければならない。
- 2 前項の業務の状況を説明する書類には、次に掲げる事項を記載するとともに、11月30 日までに提出する書類においては前事業年度の決算の状況を、5月31日までに提出する 書類においては同日の属する事業年度の予算の概要及び事業の経営方針をそれぞれ明ら かにしなければならない。
 - (1) 事業の概況
 - (2) 経理の状況

- (3) 前2号に掲げるもののほか、上下水道事業の経営状況を明らかにするため管理者が必要と認める事項
- 3 天災その他やむを得ない事故により、第1項に定める期日までに同項の業務の状況を 説明する書類を作成することができなかった場合においては、管理者は、できるだけ速 やかにこれを提出しなければならない。

附則

(施行期日)

1 この条例は、平成17年3月6日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日前に、合併前の萩市水道事業等の設置に関する条例(昭和41年萩 市条例第30号)の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、この条例の相当規定 によりなされたものとみなす。

附 則 (平成20年9月25日条例第35号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (平成24年3月27日条例第4号)

この条例は、平成24年4月1日から施行する。(後略)

附 則 (平成29年3月10日条例第1号抄)

(施行期日)

1 この条例は、平成29年4月1日から施行する。

別表第1 (第3条関係)

給水区域	計画給水人口	計画1日最大給水量
大字川島、大字土原、大字橋本町、大字御許町、大字		
唐樋町、大字江向、大字河添、大字平安古町、大字南		
片河町、大字南古萩町、大字呉服町一丁目、大字呉服		
町二丁目、大字油屋町、大字古魚店町、大字春若町、	45,000人	24, 000 m ³
大字北片河町、大字樽屋町、大字今魚店町、大字北古		
萩町、大字細工町、大字塩屋町、大字恵美須町、大字		
瓦町、大字米屋町、大字東田町、大字西田町、大字津		

守町、大字上五間町、大字下五間町、大字吉田町、大字古萩町、大字今古萩町、大字熊谷町、大字浜崎新町、大字浜崎町及び大字東浜崎町の全域 大字堀内、大字椿東、大字椿、大字山田、三見、大井、大島、相島及び見島の一部 川上の一部 大字江崎、大字下田万、大字上田万、大字下小川、大字中小川、大字上小川東分及び大字上小川西分の一部 大字吉部上、大字吉部下、大字高佐下、大字高佐上及び大字片俣の一部 大字須佐、大字弥富下及び大字弥富上の一部 大字明木及び大字佐々並の一部

別表第2 (第3条関係)

事業名	計画処理区域
下水道事業	大字川島、大字土原、大字橋本町、大字御許町、大字唐樋町、大字江向、
	大字河添、大字平安古町、大字堀内、大字南片河町、大字南古萩町、大字
	呉服町一丁目、大字呉服町二丁目、大字油屋町、大字古魚店町、大字春若
	町、大字北片河町、大字樽屋町、大字今魚店町、大字北古萩町、大字細工
	町、大字塩屋町、大字恵美須町、大字瓦町、大字米屋町、大字東田町、大
	字西田町、大字津守町、大字上五間町、大字下五間町、大字吉田町、大字
	古萩町、大字今古萩町、大字熊谷町、大字浜崎新町、大字浜崎町及び大字
	東浜崎町の全域
	大字椿東、大字椿及び大字山田の一部
	大字須佐の一部

O萩市水道給水条例

平成17年3月6日条例第290号 改正

平成23年3月28日条例第17号 平成25年12月19日条例第37号 平成29年3月10日条例第1号

第1章 総則

(趣旨)

第1条 この条例は、水道事業の給水についての料金及び給水装置工事の費用負担その他の供給条件並びに給水の適正を保持するために必要な事項を定めるものとする。

(定義)

- **第2条** この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定める ところによる。
- (1) 給水装置 需要者に水を供給するために、配水管から分岐して設けられた給水管及びこれに直結する給水用具をいう。
- (2) 定例日 料金算定の基準日として、あらかじめ管理者の権限を行う市長(以下「管理者」という。)が定めた日をいう。
- (3) 甲地区 別表甲地区の項に掲げる区域をいう。
- (4) 乙地区 別表乙地区の項に掲げる区域をいう。

(給水装置の種類)

- 第3条 給水装置は、次の3種とする。
- (1) 専用給水装置 1世帯又は1箇所で専用するもの
- (2) 共用給水装置 2世帯又は2箇所以上で共用するもの
- (3) 私設消火栓 消防用に使用するもの
- 第2章 給水装置の工事及び費用

(工事の申込み)

第4条 給水装置の新設、増設、改造、修繕(水道法(昭和32年法律第177号。以下「法」

という。)第16条の2第3項の厚生労働省令で定める給水装置の軽微な変更を除く。)又は撤去(以下「工事」という。)しようとする者は、あらかじめ管理者に申し込み、その承認を受けなければならない。

2 前項の申込みがあった場合、管理者において必要があると認めたときは、利害関係人の同意書の提出を求めることができる。

(工事の費用負担)

第5条 工事に要する費用(以下「工事費」という。)は、当該工事申込者の負担とする。 ただし、管理者が特に必要があると認めたものについては、この限りでない。

(加入金)

第6条 給水装置を新設し、又は水道メーター(以下「メーター」という。)の口径を増 径する者は、前条に規定する工事費のほか、メーターの口径の区分に従い、次の表に掲げ る額を加入金として納入しなければならない。この場合において、メーターの口径を増径 する者が納入する加入金額は、新口径に係る加入金額と旧口径に係る加入金額との差額に 相当する額とする。

口径	加入金額
13mm	32, 400円
20mm	64,800円
25mm	108, 000円
40mm	324, 000円
50mm	648, 000円
75mm	1, 296, 000円
100mm	2, 430, 000円
150mm	4, 860, 000円

- 2 加入金は、工事申込みの際に、納入しなければならない。ただし、管理者が特別の理 由があると認めたものについては、工事申込み後納入することができる。
- 3 既納の加入金は、還付しない。ただし、工事を中止し、又は変更した場合においては、 還付することができる。

(工事の施行)

- 第7条 工事は、管理者又は管理者が法第16条の2第1項の指定をした者(以下「指定給水装置工事事業者」という。)が施行する。
- 2 前項の規定により、指定給水装置工事事業者が工事を施行する場合は、あらかじめ管理者の設計審査(使用材料の確認を含む。)を受け、かつ、工事しゅん工後に管理者の検査を受けなければならない。
- 3 指定給水装置工事事業者の指定その他必要な事項については、管理者が定める。 (給水管及び給水用具の指定)
- 第8条 管理者は、災害等による給水装置の損傷を防止するとともに、損傷の復旧を迅速かつ適切に行えるようにするため必要があると認めるときは、配水管の分岐点からメーターまでの間の給水装置に用いる給水管及び給水用具の構造及び材質を指定することができる。
- 2 管理者は、指定給水装置工事事業者に対し、配水管に給水管を取り付ける工事及び当該取付口からメーターまでの工事に関する工法、工期その他工事上の条件を指示することができる。
- 3 第1項の規定による指定の権限は、法第16条の規定に基づく給水契約の申込みの拒否 又は給水停止のために認められたものと解釈してはならない。

(工事費の算出方法)

- 第9条 管理者が施行する工事費は、次の合計額とする。
- (1) 材料費
- (2) 運搬費
- (3) 労力費
- (4) 道路復旧費
- (5) 工事監督費
- (6) 間接費
- 2 前項各号に定めるもののほか、特別の費用を必要とするときは、その費用を加算する。
- 3 前2項に規定する工事費の算出に関して必要な事項は、管理者が定める。

(工事費未納の場合の措置)

第10条 管理者が施行した工事費を工事申込者が指定期限内に納入しないときは、管理者

は、その給水装置を撤去することができる。この場合、既納の工事費は還付しない。

2 前項の規定により給水装置を撤去した後、なお損害があるときは、工事申込者は、管理者にその損害を賠償しなければならない。

(給水装置の変更等の工事)

第11条 管理者は、配水管の移転その他特別な理由によって給水装置に変更を加える工事を必要とするときは、水道の使用者及び給水装置の所有者(以下「水道使用者等」という。)の同意がなくても、当該工事を施行することができる。

(配水管未布設箇所等の給水装置の新設)

第12条 管理者は、工事の申込みがあった場合において、これに係る配水施設の能力が不充分で給水が困難であるとき、又は配水管が布設されていないときは、これを施行しない。 ただし、申込者において給水に要する工事費を負担し、管理者が必要と認めたときは、この限りでない。

(給水装置の所有権移転の時期等)

第13条 管理者が工事を施行した場合における当該給水装置の所有権移転の時期は、当該 工事費が完納になったときとし、その管理は、工事費が完納するまでの間においても工事 申込者の責任とする。

第3章 給水

(給水の原則)

- 第14条 給水は、非常災害、水道施設の損傷、公益上その他やむを得ない事情及び法令又はこの条例の規定による場合のほか、制限又は停止することはない。
- 2 前項の規定による給水の制限又は停止しようとするときは、その日時及び区域を定めて、その都度これを予告する。ただし、緊急やむを得ない場合は、この限りでない。
- 3 第1項の規定による給水の制限又は停止のため水道使用者等に損害が生じることがあっても、市はその責めを負わない。

(給水の申込み)

第15条 水道を使用しようとする者は、管理者の定めるところにより、あらかじめ管理者に申し込み、その承認を受けなければならない。

(代理人の選定)

第16条 給水装置の所有者が市内に居住しないとき、又は管理者において必要があると認

めたときは、給水装置の所有者は、この条例に定める事項を処理するため、市内に居住する者の中から代理人を選定し、管理者に届け出なければならない。代理人に変更があったときも同様とする。

(総代人の選定)

第17条 次の各号のいずれかに該当する者は、水道の使用に関する事項を処理させるため 総代人を選定し、管理者に届け出なければならない。総代人に変更があったときも同様と する。

- (1) 給水装置を共有する者
- (2) 給水装置を共用する者
- (3) その他管理者が必要と認めた者
- 2 管理者は、前項の総代人を不適当と認めたときは、変更させることができる。

(メーターの設置)

第18条 給水量は、メーターにより計算する。ただし、管理者がその必要がないと認めたときは、この限りでない。

2 メーターは、給水装置に設置し、その位置は、管理者が定める。

(メーターの貸与)

第19条 メーターは、管理者が設置し、水道使用者等に保管させる。

- 2 水道使用者等は、善良な管理人の注意をもってメーターを管理しなければならない。
- 3 水道使用者等が前項の管理義務を怠ったために、メーターを損傷又は滅失した場合は、その損害額を弁償しなければならない。

(共用給水装置のかぎの取扱い)

第20条 共用給水装置の使用者には、かぎを貸与する。

(水道の使用中止、変更等の届出)

第21条 水道使用者等は、次の各号のいずれかに該当するときは、あらかじめ管理者に届け出なければならない。

- (1) 水道の使用を中止しようとするとき。
- (2) 水道の使用を廃止しようとするとき。
- (3) 用途を変更しようとするとき。
- (4) 消防演習に私設消火栓を使用しようとするとき。

- 2 水道使用者等は、次の各号のいずれかに該当するときは、速やかに管理者に届け出なければならない。
- (1) 水道の使用者の氏名又は住所に変更があったとき。
- (2) 給水装置の所有者に変更があったとき。
- (3) 消防用として水道を使用したとき。

(私設消火栓の使用)

第22条 私設消火栓は、消防又は消防演習の場合のほか、使用してはならない。

2 私設消火栓を消防演習に使用するときは、管理者の指定する職員の立会いがなければならない。

(水道使用者等の管理上の責任)

- 第23条 水道使用者等は、善良な管理人の注意をもって、水が汚染し、又は漏水しないよう、給水装置を管理し、異状があるときは直ちに管理者に届け出なければならない。
- 2 前項の場合において、修繕を必要とするときは、その修繕に要した費用は、水道使用 者等の負担とする。ただし、管理者が必要と認めたときは、この限りでない。
- 3 第1項の管理義務を怠ったために生じた損害は、水道使用者等の責任とする。

(給水装置及び水質の検査)

- 第24条 管理者は、給水装置又は供給する水の水質について水道使用者等から請求があったときは、検査を行い、その結果を請求者に通知する。
- 2 前項の検査において、特別の費用を要したときは、その実費額を徴収する。

第4章 料金及び手数料

(料金の支払義務)

第25条 水道料金(以下「料金」という。)は、水道使用者から徴収する。

2 共用給水装置によって水道を使用する者は、料金の納入について連帯責任を負うものとする。

(料金)

第26条 料金は、次の表に掲げる額の合計額とする。ただし、その額に1円未満の端数を 生じたときは、これを切り捨てる。

(1) 給水料

	用途	基本料金(1月につき)			超過料金			
種類		単位	甲地区	乙地区	単位	甲地区	乙地区	
	家事用	10m ³ まで	918円	1, 188円	1 m ³ につき	118円80銭	124円20銭	
	営業用	10m ³ まで	1, 188円	1,404円	1 m ³ につき	145円80銭	151円20銭	
専用	官公署学 校用等	10m ³ まで	1, 188円	1,404円	1 m ³ につき	118円80銭	124円20銭	
給水	湯屋用	100m ³ まで	3, 240円	3,240円	1 m ³ につき	54円	54円	
装置	工場用	1,000m ³ ま	135, 432円	135, 432円	1 m ³ につき	129円60銭	129円60銭	
	臨時用	1 m ³ につき	324円	324円				
	船舶用	1 m ³ につき	270円	270円				
共 用								
給水	家事用	10m³まで	918円	1, 188円	1 m ³ につき	118円80銭	124円20銭	
装置								
私 設 消 火 栓	消防演習	1回10分ご	324円	324円				

(2) メーター使用料

口径	13mm	20 mm	25mm	40mm	50mm	75mm	100mm	150mm
メータ								
一 1 個	86円40銭	162円 1	172円80銭	291円60銭	1,512円	1, 944円	2, 484円	4, 968円
1 月に								
つき								

² 前項第1号の用途の適用基準は、管理者が定める。

(料金の算定)

- 第27条 料金は、料金算定の基準日として管理者が2月ごとに定める日(以下「定例日」という。)にメーターを点検してその給水量をその日の属する月分及び前月分として算定する。ただし、管理者が必要と認めたときは、毎月点検を行うことができる。
- 2 管理者は、やむを得ない理由があるときは、前項の定例日を変更することができる。
- 3 第1項の2月点検に基づく給水量は、各月均等に給水したものとみなす。

(特別な場合における料金の算定)

- 第28条 定例日の翌日から次の定例日まで(以下「料金算定期間」という。)の中途において水道の使用を開始し、又は中止し、若しくは廃止したときの料金は、その使用期間が 1月以下であるときは1月分とし、1月を超えるときは2月分として算定する。
- 2 料金算定期間の中途において、メーターの口径を変更したときのメーター使用料は、 使用日数の多い口径の使用料とする。ただし、使用日数が同じであるときは、変更後の口 径を使用料とする。
- 3 料金算定期間の中途において、その用途を変更したときの給水料は、使用日数の多い 用途の料金とする。ただし、使用日数が同じであるときは、変更後の用途の料金とする。
- 4 給水の中止若しくは廃止の届出がないとき、又は第36条の規定による給水の停止によりメーターに使用水量を表示しない場合も、基本料金を徴収する。

(使用水量及び用途の認定)

- 第29条 管理者は、次の各号のいずれかに該当するときは、使用水量及びその用途を認定する。
- (1) メーターに異状があったとき。
- (2) 料金率の異なる2種以上の用途に使用したとき。
- (3) 1個のメーターで2世帯以上が水道を使用したとき。
- (4) 使用水量が不明のとき。

(料金の徴収方法)

第30条 料金は、納入通知書又は集金の方法により2月分をまとめて徴収する。ただし、 管理者が必要と認めたときは、毎月又は随時にこれを徴収することができる。

(手数料)

第31条 第7条第1項の指定をするときの手数料は、1件につき1万円を申込者から申込

みの際に、徴収する。

(料金等の減免)

第32条 管理者は、公益上その他特別の理由があると認めたときは、料金、手数料その他の費用を減額又は免除することができる。

(料金の督促)

- **第33条** 管理者は、料金を納期限までに納付しない者があるときは、期限を指定してこれを督促しなければならない。
- 2 管理者は、前項の規定による督促状を発した場合においては、当該督促状1通について100円の督促手数料を徴収するものとする。ただし、やむを得ない理由があると認めると きは、この限りでない。

第5章 管理

(給水装置の検査等)

- 第34条 管理者は、水道の管理上必要があると認めたときは、給水装置を検査し、水道使用者等に対し、適当な措置を指示することができる。
- 2 前項の措置に要する費用は、当該給水装置の使用者等の負担とする。

(給水装置の基準違反に対する措置)

- 第35条 管理者は、給水装置の構造及び材質が水道法施行令(昭和32年政令第336号)第5条に定める基準に適合していないときは、給水の申込みを拒み、又は使用中の給水装置の構造及び材質が同条に定める基準に適合しなくなったときは、適合するまでの間給水を停止することができる。
- 2 管理者は、水の供給を受ける者の給水装置が、指定給水装置工事事業者の施行した工事に係るものでないときは、その者の給水契約の申込みを拒み、又はその者に対する給水を停止することができる。ただし、法第16条の2第3項の厚生労働省令で定める給水装置の軽微な変更であるとき、又は当該給水装置の構造及び材質がその基準に適合していることを確認したときは、この限りでない。

(給水の停止)

- **第36条** 管理者は、次の各号のいずれかに該当するときは、水道使用者等に対し、その理由の継続する間給水を停止することができる。
- (1) この条例の規定に基づいて納入すべき料金及び費用等を指定期限内に納入しないと

き。

- (2) 正当な理由がなく第27条の規定による使用水量の計量又は第34条の規定による検査を拒み、妨げ、又は指示に従わないとき。
- (3) 火災の場合を除き、無届で私設消火栓を使用したとき。
- (4) 料金又は手数料の徴収を免れようとして、偽りその他不正の行為をしたとき。
- (5) 給水装置を汚染するおそれのある器物又は施設と連結して使用する場合において、 警告を発しても、なお、これを改めないとき。

(給水装置の切離し)

- 第37条 管理者は、次の各号のいずれかに該当する場合で、水道の管理上必要があると認めたときは、給水装置を切り離すことができる。
- (1) 給水装置の所有者が60日以上所在が不明で、かつ、給水装置の使用者がないとき。
- (2) 給水装置が使用中止の状態にあって、将来使用の見込みがないと認めたとき。
- (3) 給水停止中、みだりに止水栓、制水弁を開栓し、又は封印を破棄したとき。

第6章 貯水槽水道

(市の責務)

- 第38条 管理者は、貯水槽水道(法第14条第2項第5号に定める貯水槽水道をいう。以下同じ。)の管理について必要があると認めたときは、貯水槽水道の設置者に対し、指導、助言及び勧告を行うことができるものとする。
- 2 管理者は、貯水槽水道の利用者に対し、貯水槽水道の管理等に関する情報提供を行う ものとする。

(設置者の責務)

- 第39条 貯水槽水道のうち簡易専用水道(法第3条第7項に定める簡易専用水道をいう。 次項において同じ。)の設置者は、法第34条の2の定めるところにより、その水道を管理 し、及びその管理の状況に関する検査を受けなければならない。
- 2 前項に定める簡易専用水道以外の貯水槽水道の設置者は、別に定めるところにより、 当該貯水槽水道を管理し、及びその管理の状況に関する検査を行うよう努めなければなら ない。

第7章 補則

(その他)

第40条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行について必要な事項は、管理者が 定める。

第8章 罰則

(罰則)

第41条 次の各号のいずれかに該当する者は、5万円以下の過料に処する。

- (1) 第4条の規定による承認を受けないで工事をした者
- (2) 正当な理由がなくて、第18条第2項の規定によるメーターの設置、第27条第1項の 規定による使用水量の計量、第34条第1項の規定による給水装置の検査又は第36条の規定 による給水の停止を拒み、又は妨げた者
- (3) 第23条第1項の規定による給水装置の管理義務を著しく怠った者
- (4) 第26条の規定による料金又は第31条の規定による手数料の徴収を免れようとして偽りその他不正の行為をした者
- 第42条 偽りその他不正の行為により第26条の規定による料金又は第31条の規定による手数料の徴収を免れた者は、その徴収を免れた金額の5倍に相当する金額(当該5倍に相当する金額が5万円を超えないときは、5万円とする。)以下の過料に処する。
- 第43条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人 又は人の業務について前2条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又 は人に対しても、各本条の過料に処する。

附則

(施行期日)

1 この条例は、平成17年3月6日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の日(以下「施行日」という。)前に、合併前の萩市水道条例(昭和 48年萩市条例第18号。以下「合併前の条例」という。)の規定によりなされた処分、手続 その他の行為は、この条例の相当規定によりなされたものとみなす。
- 3 施行日前に、合併前の条例の規定により課した、又は課すべきであった料金及び手数料の取扱いについては、合併前の条例の例による。
- 4 施行日の属する年度に係る料金に対して発した督促手数料の取扱いについては、この 条例の規定にかかわらず、合併前の条例の例による。

5 施行日前にした合併前の条例に違反する行為に対する罰則の適用は、合併前の条例の例による。

附 則 (平成23年3月28日条例第17号)

(施行期日)

1 この条例は、平成23年4月1日から施行する。

(適用区分)

- 2 第1条の規定による改正後の萩市水道給水条例(以下「新水道条例」という。)第26 条第1項の表(1)の規定及び第2条の規定による改正後の萩市簡易水道等給水条例(以下 「新簡易水道条例」という。)別表第1の規定は、平成26年4月1日以降に検針する使用 水量に係る給水料から適用する。
- 3 新簡易水道条例別表第2の規定は、平成23年10月1日以降に検針するメーターに係る メーター使用料から適用し、同日前に検針するメーターに係るメーター使用料については、 なお従前の例による。
- 4 新簡易水道条例別表第3の規定は、申込日が平成23年10月1日以降の工事申込分の加入負担金から適用し、申込日が同日前の工事申込分の加入負担金については、なお従前の例による。

(経過措置)

- 5 萩市水道給水条例第26条及び萩市簡易水道等給水条例第24条に規定する給水料は、平成23年10月1日から平成26年3月31日までに検針する使用水量に係る給水料については次の表を適用し、平成23年9月30日以前に検針する使用水量に係る給水料については、この条例による改正前の萩市水道給水条例及び萩市簡易水道等給水条例(以下「改正前の各条例」という。)の規定の例による。
- (1) 萩市水道給水条例第26条に規定する給水料

		基本料金	金(1月につ)き)	超過料金		
種類	用途	単位	甲地区	乙地区	単位	甲地区	乙地区
専用給	家事用	10m³まで	892円50銭	1,050円	1 m ³ につき	115円50銭	115円50銭
水装置	営業用	10m³まで	1, 155円	1, 155円	1 m ³ につき	141円75銭	141円75銭

	官公署学校用等	10m ³ まで	1, 155円	1, 155円	1 m ³ につき	115円50銭	115円50銭
	湯屋用	100m ³ まで	3, 150円	3, 150円	1 m ³ につき	52円50銭	52円50銭
	工場用	1,000m ³ まで	131,670円	131,670円	1 m ³ につき	126円	126円
	臨時用	1 m ³ につき	315円	315円			
	船舶用	1 m ³ につき	262円50銭	262円50銭			
共用給水装置		10m ³ まで	892円50銭	1,050円	1 m ³ につき	115円50銭	115円50銭
		1回10分ごと に	315円	315円			

(2) 萩市簡易水道等給水条例第24条に規定する給水料

		基本料	金(1月につき))		超過料金	
種類	月 用途 単位 各地域		各地域		単位 各地域		
			川上・旭・福栄 地域	1,050円		 川上・旭・福栄 地域	115円50銭
	家事用		田万川・須佐地 域	1, 260円	つき	田万川・須佐地 域	126円
			むつみ地域	1, 155円		むつみ地域	120円75銭
専用給			川上・旭・福栄 地域	1, 155円		 川上・旭・福栄 地域	141円75銭
	営業用	10m ³ まで	田万川・むつみ・須佐地域	1,365円		田万川・むつみ・須佐地域	147円
	官公署	公署	川上・旭・福栄 地域	1, 155円		川上・旭・福栄 地域	115円50銭
	学校用等	10m ³ まで	田万川・むつ み・須佐地域	1, 365円		田 万川・むつみ・須佐地域	120円75銭

	湯屋用	100m ³ まで		3, 150円		52円50釒		
	工場用	1,000 m ³ ま	131,670円		1 m ³ に つき	126円		
	臨時用	1 m ³ につき		315円				
	船舶用	1 m ³ につき	2	62円50銭				
			 川上・旭・福栄 地域	1,050円		 川上・旭・福栄 地域	115円50銭	
共用給水装置			田万川・須佐地 域	1,260円	つき	田万川・須佐地 域	126円	
			むつみ地域	1, 155円		むつみ地域	120円75銭	
		1回10分ごと に		315円				

- 6 附則第3項から前項までの規定の適用日前に、改正前の各条例の規定により課した、 又は課すべきであった給水料、メーター使用料及び加入負担金の取扱いについては、なお 従前の例による。
- 7 附則第2項の規定の適用日前に附則第5項の規定により課した、又は課すべきであった給水料の取扱いについては、附則第5項の規定の例による。
- **附 則** (平成25年12月19日条例第37号抄)

(施行期日)

1 この条例は、平成26年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この附則に別段の定めがあるものを除き、この条例による改正後の各条例の規定は、 この条例の施行の日(以下「施行日」という。)以後の施設の利用等に係る使用料、手数 料及び利用料金等(以下「使用料等」という。)について適用し、施行日前の施設の利用 等に係る使用料等については、なお従前の例による。

(萩市水道給水条例の一部改正に伴う経過措置)

9 第73条の規定による改正後の萩市水道給水条例第26条の規定にかかわらず、施行日前

から継続している水道の使用で、施行日から平成26年4月30日までの間に料金の支払を受ける権利が確定するものに係る料金(施行日以後初めて支払を受ける権利が確定する日が同月30日後である料金にあっては、当該確定された料金のうち、施行日以後初めて支払を受ける権利が確定する料金を前回確定日(その直前の料金の支払を受ける権利が確定した日をいう。以下この項において同じ。)から施行日以後初めて料金の支払を受ける権利が確定する日までの期間の月数で除し、これに前回確定日から同月30日までの期間の月数を乗じて計算した金額に係る部分に限る。)については、なお従前の例による。

10 前項の月数は、暦に従って計算し、1月に満たない端数を生じたときは、これを1月とする。

附 則 (平成29年3月10日条例第1号抄)

(施行期日)

1 この条例は、平成29年4月1日から施行する。

別表 (第2条関係)

	大字川島、大字土原、大字橋本町、大字御許町、大字唐樋町、大字江向、大字河
	添、大字平安古町、大字堀内、大字南片河町、大字南古萩町、大字呉服町一丁目、
	大字呉服町二丁目、大字油屋町、大字古魚店町、大字春若町、大字北片河町、大
H 114 EZ	字樽屋町、大字今魚店町、大字北古萩町、大字細工町、大字塩屋町、大字恵美須
甲地区	町、大字瓦町、大字米屋町、大字東田町、大字西田町、大字津守町、大字上五間
	町、大字下五間町、大字吉田町、大字古萩町、大字今古萩町、大字熊谷町、大字
	浜崎新町、大字浜崎町、大字東浜崎町、大字椿東、大字椿、大字山田(東木間、
	西木間及び北木間を除く。)、大井(市場、本郷及び坂本を除く。)
	大字山田(東木間、西木間及び北木間に限る。)、三見、大井(市場、本郷及び
	坂本に限る。)、大島、相島、見島
	川上
乙地区	大字江崎、大字下田万、大字上田万、大字下小川、大字中小川、大字上小川東分、
	大字上小川西分
	大字吉部上、大字吉部下、大字高佐下、大字高佐上、大字片俣
	大字須佐、大字弥富下、大字弥富上

大字明木、大字佐々並

大字福井上、大字福井下、大字黒川、大字紫福

○萩市水道給水条例施行規程

平成17年3月6日水道事業規程第1号 改正

平成21年12月28日水道事業規程第8号 平成23年8月1日水道事業規程第2号 平成24年12月27日水道事業規程第4号

(趣旨)

第1条 この規程は、萩市水道給水条例(平成17年萩市条例第290号。以下「条例」という。) の施行について、必要な事項を定めるものとする。

(給水装置の構成)

- 第2条 給水装置は、給水管・分水栓・止水栓・給水栓・メーター及び給水管に直結する 給水用具をもって構成する。
- 2 給水装置には、止水栓きょう、メーターのボックス等の附属用具を備えなければなら ない。
- 3 管理者の権限を行う市長(以下「管理者」という。)は、前2項に定める用具を備える必要がないと認めたときは、その一部を設けないことができる。

(受水槽の設置)

第3条 一時に多量の水を使用する箇所その他管理者が必要と認めた箇所には、受水槽を 設置しなければならない。

(簡易専用水道以外の貯水槽水道の管理及び自主検査)

- 第4条 条例第39条第2項の規定による簡易専用水道以外の貯水槽水道の管理及びその管理の状況に関する検査は、次に定めるところによるものとする。
 - (1) 次に掲げる管理基準に従い、管理すること。
 - ア 水槽の掃除を1年以内ごとに1回、定期に行うこと。
 - イ 水槽の点検等有害物、汚水等によって水が汚染されるのを防止するために必要な 措置を講じること。
 - ウ 給水栓における水の色、濁り、臭い、味その他の状態により供給する水に異状を 認めたときは、水質基準に関する省令(平成4年厚生省令第69号)の表の上欄に掲

げる事項のうち必要なものについて検査を行うこと。

- エ 供給する水が人の健康を害するおそれがあることを知ったときは、直ちに給水を 停止し、かつ、その水を使用することが危険である旨を関係者に周知させる措置を 講じること。
- (2) 前号の管理について、1年以内ごとに1回、定期に、簡易専用水道以外の貯水槽 水道の設置者が給水栓における水の色、濁り、臭い、味に関する検査及び残留塩素の 有無に関する水質の検査を行うこと。

(共用給水装置の設置)

第5条 条例第3条第2号に規定する共用給水装置は、家事用水で専用給水装置を設置することができないと認められるものに限り設置することができる。

(給水装置の工事の申込み)

- 第6条 条例第4条の規定により、給水装置の工事の申込みをしようとする者は、給水装置工事申込書(別記第1号様式)に給水工事設計書その他必要な書類を添えて管理者に提出しなければならない。
- 2 条例第4条の規定による承認に係る書類は、給水装置工事施工許可証(別記第2号様 式)とする。

(給水装置の工事の設計)

- 第7条 条例第7条第2項に規定する給水装置の工事の設計は、次の各号に定める範囲とする。
 - (1) 給水栓まで直接給水するものにあっては給水栓まで
 - (2) 受水槽を設けるものにあっては受水槽への給水口まで
- 2 前項第2号の場合においては、受水槽以下の設計図を併せて提出しなければならない。 (給水装置の構造及び材質)
- 第8条 管理者は、条例第7条第2項の規定による審査又は検査において、萩市指定給水装置工事事業者に対し、当該審査又は検査に係る工事の構造、材質が水道法施行令(昭和32年政令第336号)第5条に規定する基準に適合していることについての証明を求めることができる。
- 2 管理者は、前項の証明が提出されない場合は当該工事を制限し、又は変更させること ができる。

(しゅん工検査の申請)

- 第9条 条例第7条第2項の規定による給水装置工事のしゅん工検査を受けようとする者は、給水装置工事しゅん工検査申請書(別記第3号様式)を管理者に提出しなければならない。
- 2 前項の規定により合格した工事について給水装置工事しゅん工検査合格証(別記第4 号様式)を交付する。

(利害関係人の同意書等の提出)

- 第10条 条例第7条第3項の規定により、次の各号のいずれかに該当するときは、給水装置工事申込書により同意を得なければならない。
 - (1) 他人の給水装置から分岐しようとするときは、当該給水装置の所有者の同意
 - (2) 他人の所有地又は家屋に給水装置を設置するときは、土地又は家屋所有者の同意
 - (3) その他特別の理由があるときは、利害関係人の同意又は申込者の誓約書
- 2 前項第1号及び第2号の規定に係る所有者に異動があったときは、更に同意書を提出 しなければならない。

(工事の保証期間)

第11条 管理者が施行した給水装置の工事で、当該給水装置の工事しゅん工後1年以内に 破損したときは、管理者の費用でこれを補修する。ただし、不可抗力又は使用者の故意 若しくは過失によるときは、この限りでない。

(給水の申込み)

第12条 条例第15条の規定により給水の申込みをしようとする者は、給水届(別記第5号 様式)により届け出なければならない。

(代理人及び総代人の選定又は変更の届出)

第13条 条例第16条及び第17条の規定による代理人及び総代人の選定又は変更の届出は、 別記第6号様式による。

(水道の使用中止等の届出)

- 第14条 条例第21条の規定による届出は、次の各号に定めるところによる。
 - (1) 水道の使用を中止又は廃止しようとするとき 別記第5号様式
 - (2) 用途を変更しようとするとき 別記第7号様式
 - (3) 消防演習に私設消火栓を使用しようとするとき、及び消防用として水道を使用し

たとき 別記第8号様式

- (4) 水道使用者等の氏名又は住所に変更があったとき 別記第5号様式
- (5) 給水装置の所有者に変更があったとき 別記第9号様式

(私設消火栓の封印)

第15条 私設消火栓には、管理者が封印する。

(給水装置の保全)

第16条 給水装置の使用者は、給水装置を常に清潔にし、検査修理、漏水調査又はメータ 一の点検に対し支障をきたすような物件又は工作物を設置してはならない。

(給水装置の修繕工事の請求)

第17条 条例第23条第1項の規定による届出をする場合において給水装置の修繕工事を受けようとする者は、給水装置修繕願(別記第10号様式)を管理者に提出しなければならない。

(無料修繕)

第18条 条例第23条第2項ただし書の規定により無料修繕を行うことができるものは、公 道等の給水装置で管理者が必要と認めた場合とする。

(メーターの検査請求)

- 第19条 メーターの検査を請求しようとする者は、メーター検査請求書(別記第11号様式) を提出しなければならない。
- 2 管理者は前項の規定による請求を受けたときは、直ちに検査を行い、その結果をメーター検査結果通知書(別記第12号様式)により、請求者に通知するものとする。

(標識)

第20条 給水装置を設置した家屋には、それを示す標識(別記第13号様式)を取り付けなければならない。

(用途別の適用基準)

- 第21条 条例第26条第2項に規定する用途別の適用基準は、次表のとおりとする。
 - (1) 専用給水装置

用途別	適用基準
1 家事用	家事の用に使用するもの

2	営業用	醸造業・豆腐製造業・清涼飲料水製造業・かまぼこ製造業・
		製めん製あめ製あん業・牛乳販売業・料理飲食業・鮮魚販
		売業・精肉販売業・食品加工業・病院・診療所・写真業・
		下宿業・旅館業・ホテル業・簡易宿泊所・理美容業・洗濯
		業・洗張染物業・劇場・油類販売業・自動車に係る営業等
		の営業及び他の各号に属さないもの
3	官公署・学校用等	官公署・学校その他管理者において公衆の用に使用するも
		の等
4	湯屋用	公衆浴場法(昭和23年法律第139号)第2条第1項の規定に
		より公衆浴場として許可されたもので、かつ、公衆浴場入
		浴料金の統制額の指定等に関する省令(昭和32年厚生省令
		第38号)の規定が適用される浴場の用(普通公衆浴場)に
		のみ使用するもの
5	工場用	工業用、洗浄用等に使用するもの
6	臨時用	工事等一時的に使用するもの
7	船舶用	船舶に使用するもの

(2) 共用給水装置

1	家事用	家事の用に使用するもの

(3) 私設消火栓

1	消防演習用	消防演習用に使用するもの

(定例日)

第22条 条例第27条第1項の規定による定例日は、毎月1日から月末までの間において定める。

(定例日を変更したときの使用水量)

第23条 条例第27条第1項ただし書の規定により定例日以外の日にメーターの点検を行ったときは、その使用水量により定例日の使用水量を定める。

(使用水量の端数計算)

第24条 条例第27条第1項の規定によるメーターの点検を行った場合において、使用水量に1立方メートル未満の端数があるときは、次回に繰り越して計算する。ただし、メーターの取り外しをした場合の1立方メートル未満の端数は、切り捨てる。

(使用水量の認定)

- 第25条 条例第29条第1号及び第4号の規定により使用水量の認定は、当該使用者の使用 実績、使用状態、家族等の構成人員及び季節的変動その他を考慮しておおむね次の基準 により行う。
 - (1) 前2月分又は前月分使用実績
 - (2) 前年同一期間の実績
 - (3) 年間使用実績の月平均
 - (4) 臨時検針に基づく使用水量
- 2 前項に定める以外の方法により使用水量を見積ることができる事情があるときは、それを考慮することができる。

(資料提出の請求)

第26条 管理者は、前条の使用水量を認定する場合において、必要があると認めたときは、 使用者に対し資料の提出を求めることができる。

(料金の納期限)

- 第27条 条例第30条に規定する料金の納期限は、検針した月の翌月末日までとする。ただし、管理者が必要と認めたときは、納期限を変更することができる。
- 2 給水を中止、廃止又は臨時に使用したときの料金は、その都度徴収する。

(料金等の領収印)

第28条 集金の方法で徴収する料金、手数料その他の納入金に対する領収証は、出納員の 領収印及び取扱者の印があるものに限り有効とする。

(料金等の減免申請)

第29条 条例第32条の規定により料金、手数料その他の費用の減額又は免除を受けようとする者は、料金、手数料等減額・免除申請書(別記第14号様式)を管理者に提出しなければならない。

(督促)

- 第30条 条例第33条による督促は、第27条に規定する納期限後20日以内に期限を指定して 督促状を発行しなければならない。
- 2 前項の督促状に指定する期限は、督促を発する日から起算して10日を経過した日とする。

(その他)

第31条 この規程に定めるもののほか、この規程の施行について必要な事項は、管理者が 定める。

附 則

(施行期日)

1 この規程は、平成17年3月6日から施行する。

(経過措置)

2 この規程の施行の日前に、合併前の萩市水道条例施行規程(昭和36年萩市規程第3号) の規定によりなされた手続その他の行為は、この規程の相当規定によりなされたものと みなす。

附 則 (平成21年12月28日水道事業規程第8号)

この規程は、平成22年1月1日から施行する。

附 則 (平成23年8月1日水道事業規程第2号)

(施行期日)

1 この規程は、平成23年8月1日から施行する。

(適用区分)

2 改正後の第21条第1号の表の規定は、平成23年10月1日以降に検針する使用水量に係る給水料から適用し、同日前に検針する使用水量に係る給水料については、なお従前の例による。

附 則(平成24年12月27日水道事業規程第4号)

この規程は、平成25年1月1日から施行する。

別記

第1号様式(第6条、第10条関係)

給水装置工事申込書

受付番号

受付番号No.受付年月日年月日

萩市長 あて

申込者 住 所 氏 名

萩市水道給水条例第4条の規定に基づき、次のとおり給水装置工事の申込みをします。

代理人又は総代人	住 所 萩 市 氏 名
工事場所	萩 市
工 事 種 別	新 設 増 設 ・ 改 造 ・ 修 繕 ・ 撤 去 水栓番号()
装置の種類	専用 · 共用 · 私設消火栓
用途	家事用 ・ 営業用 ・ その他 ()
指定給水装置工 事 事 業 者	金融
指 定 番 号	免 許 番 号

利害関係人の同意

給水装置所有者	住	所	氏 名	
土地の所有者	住	所	氏 名	(
家屋の所有者	住	所	氏 名	(1)
分岐を要する 給水管の所有者	住	所	氏 名	

加入金

工事種別	口径	個 数	単 価	計	納入済印
			円	円	
合		計			

備考

第2号様式(第6条関係)

給水装置工事施工許可証

様

萩市長

印

萩市水道給水条例第4条の規定に基づき申込みのありました本給水装置工事について、次の条件を付して許可します。

許	可	年	月	日	左	Ē	月	日				
許	可		番	号	No.							
受	付	年	月	日	左	Ē.	月	日				
エ	事		場	所	萩市							
エ	事		種	別	新 設	増 設	・改造・	修繕・	撤去	水栓番号	()
装	置	の	種	類	専用・	共 用	• 私 設	消火栓				
用				途	家事用 ・	営業用	その他	()		
指	定給	水	装品	置工	事事業	者						
給	水装	置	工事	事 主	任技術	者						

許可条件

- 1. 着工にあたっては、着工日の3日前(土・日・祝祭日は含まない)までに着工届を提出すること。
- 2. 道路部分にて施行する場合は、道路使用許可書(写し)、工事場所の地図を提出すること。
- 3. 車輌通行止にて施行する場合は、迂回路の地図を8部提出すること。
- 4. 国道・県道部分にて施行する場合は、着工届を各管轄に提出すること。
- 5. 国道・県道部分にて完了した場合は、しゅん工検査合格後に完了届を各管轄に提出すること。

第3号様式(第9条関係)

給水装置工事しゅん工検査申請書

年 月 日

萩市長あて

指定給水装置工事事業者

給水装置工事主任技術者

給水装置工事施工許可を受けました下記工事が 年 月 日しゅん工しましたので、萩市水道給水条例第7条第2項の規定に基づき、しゅん工検査を申請します。

記

許 可 番 号	N o .
給水装置所有者	住 <u>所</u> 氏 <u>名</u> (電話)
工事場所	萩 市
工事種別	新設・増設・改造・修繕・撤去
装置の種類	専用・共用・私設消火栓
メーター口径	m m No.

第4号様式(第9条関係)

給水装置工事しゅん工検査合格証

年 月 日

様

萩市長

萩市水道給水条例第7条第2項の規定に基づき、給水装置工事申込みの下記工事について、 しゅん工検査の結果合格と認定します。

記

許可年月日		年	月	日
許 可 番 号	No.			
水栓番号	第	Ĵ		号
工事場所	萩 市			
工 事 種 別	新設・増設・	改造・修繕	• 撤 去	
装置の種類	専用・共用・	私設消火村	全	
給水装置所有者	住 所 氏 名 (電話)	
メーター口径		mm	No.	
指定給水装置	工事事業者			
給水装置工事	主任技術者			

第5号様式(第12条、第14条関係)

給水属

0011	1-4-	 \				/ F H	- / T
開始	(新・	冉)・	甲止•	廃止 •	変更	(氏名・	口径)

受	付	日			年	月	1	目			使	用	者 番	7	子		_	_
異	動	日			年	月	1	B										
水道	水所	在	道地	萩 市 (行政)	図)			町区							番地			
使	フ	リガ	ナ												届			
用	氏		名												出即			
者															H1			
	水	栓	番	号	用			途		収納 区	分	料金の	算定期間			電	話	
	第			号			家事 営業			1 集 金 2 納 付 3 口 振			月月	日 ~ 日	1 (2 勤ā 携帯	务先)
	メー	- ター	<u> </u>	1 <u>径</u> mm		勤務		•	連絡	絡 ・ 転点		・ 送付)先	備*	与			
	旧住	所		氏名														
	給力	k装置	导示者	1者	住	所	萩	市			町 区			耄	番地			
	л н. / .	• 42 С	<u> </u>		氏	名												
			í)	箇 用)								() }	月分より ま ⁻			
指表	示数			/	n	ì												
指表	示数			/	m	ì							/	精算	章済	•		
使月	用水量	t			n	ì				-								
メー	ーター	一番号	<u>1</u> .			検清	苛	/									ı	
上	記	のと	お	りお履	届けし	ょ	す。						電算入	.力	リス	卜確認	調定	入力
	萩i	市長	į	あて														

- 88 -

第6号様式(第13条関係)

給水	装置	代理人		選	: 定 届				
,,,,		総代人		選	定				
給水装置場所	萩市				水柱	全番号	第	Ē	号
装置種類	専用	共用		私設剂	肖火村	全			
選定又は変更 年 月 日	年	月	日						
上記の給水物 なお、承認の しません。	総代	を (人 ³	変 更	しました		呈を守	り、ご	迷惑に	
萩市長あっ						3	年	月	日
			給水裝 所 有	置 者	-				
		旧		人 人	住氏	所 名			
		新	代理総代	人人	住氏	所 名			(
					給	水	台帳		

第7号様式(第14条関係)

								使月	用者番号			
				用	途	変	更	Í	届			
	受付年月	日				年		月		日		
	変更年月	月日				年		月		日		
給	水装置	場所	萩市						水栓番号		第	号
·	住		所			フ 氏	IJ	ガ	ナ 名			印
萩市	巿											
					旧					新	ŕ	
	職	業										
	用	途										
調査及び認定												
	•								電算入力	リス	卜確認	調定入力
_	上記のと	おり変見	更したの	つでお	る届けし	します。						

萩市長 あて

第8号様式(第14条関係)

	消	火 栓	使	用	届		
所 在 地	萩市						
使 用 内 訳	1 消 阻	坊 用	2	演習	用用	消火栓番	号
種別	1 公	設	2	私	設	第	号
使用年月日時間	年年	月 月		日カ 日ま		時間	分
使 用 量	() m³/	/H ×	() Н	=		m³
) お届けしま ⁻ 月 日] 。					
備考							

第9号様式(第14条関係)

	給水装置所有	権移転届		
装 置 場 所	萩 市			
使用者氏名				
土地所有者氏名				
家屋所有者氏名				
装置の種類	専用・共用・私設消	1火栓		
用途	家事用・営業用・消火栓・そ	:の他 ()	
水 栓 番 号	第		号	
所有権移転年月日		年 月	日	
事由				
	を移転しましたのでメーター 受人が継承しましたので連署を			
年 月 日	1			
萩市長 あて				
	譲 渡 人	住 所		-
		氏 名		<u></u>
				水
	譲 受 人	住 所		台 —— 帳
		<u>氏</u> 名		

第10号様式 (第17条関係)

給 水 装 置 修 繕 願

年 月 日

萩市長 あて 申込者 住 所

氏 名

次のとおり給水装置の修繕を申請します。

		する	V/修裕を 	. T IFI C	ノ ム り。		水栓番号()第号					
		場所			į	番地		/1	八任田	タ () 免	号
		要と	700114			H / L						
												
			給銀	司ポ 止	メ制	消路源	Fi .					
要		件	水	リ水	. 水	火 ^水	(
女		17	栓管	管 栓	: 一弁:	栓面當	Ĺ					
					T		I		1			
品		名	寸	法	数	量	単	価	金	額	適	要
労	力	費										
_		⇒ 1.										
合		計										
受		付		年	三月	日	左.	前	時	分		
					- 月	Д	午	<u>後</u>	н Д .	刀		
施		エ		年	三月	日	午	前 後	時	分		
[[7 7 3	文 . 士	:収・無		·			'	100	-			
以人人	月•木	以 • 無	[貝									

第11号様式 (第19条関係)

メーター検査請求書

受	卞	t	日		4	丰	月	F	1					
使	用者	音 番	号						水栓	番号				号
給	水装	置場	所	萩市										
J.	ーター			型	式	口	径	7	ノ ータ-	一番号	· #	食定征	与 効を	 手月
	- <i>y</i> -						mm					左	F	月
	上記 <i>0</i>	ノメー	-タ-	- に 晃り	犬がある。	レ思わえ	れるので ホ	金さ	を計っ	おしま	す			
_	<u>. до</u> •	,		(=><-	/(N 0) D	_ /^	10000	人上	± G μΠ •	,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,	70			
			年	月	日									
	ı. I. -	. ,												
₹	荻市县	きす	って											
											(請	求	者)	
									住	所				
									氏	名				
備														
考														

第12号様式 (第19条関係)

メーター検査結果通知書													
受 付 日		左	F	月	日								
使用者番号					水洗番	号			号				
給水装置場所	萩市												
メーター	型:	式	口	径	メーター	番号	検	定有効年	月				
7-9-				mm				年	月				
年 月 日あなたが検査の請求をされましたメーターは、 年 月 日検査しましたところ、下記のとおりの使用公差でしたので特定計量 器検定検査規則第336条の規定に基づいて、 と判明しましたので通知													
器検定検査規則第336条の規定に基づいて、 と判明しましたので通知 します。													
試験のため通した水量 実際にメーターが表した水量 器 差 判 定													
	m³				m³	±	%	公差	内外				
年 様	月 [∃											
					萩市县	Ž		[1				
参 メーターの許容誤差は次のようになっております。 小流領域で検査したとき±8%以内 大流領域で検査したとき±4%以内 (特定計量器検定検査規則第336条)													
備考													

第13号様式(第29条関係)

		料金等	{減 免	額}	申請書				
給水装置場所	萩市					水栓番号	ュナ	第	号
種 別					用	途			
減 免 金 額									
減免理由									
上記のとおり) {減 額} 免 除	申請をし	ょす。						
生	F 月	日							
萩市長 あで									
		-	rh ≐± ÷	住	所				
				申請者	氏	名			
備									
考									

○萩市水道事業指定給水装置工事事業者規程

平成17年3月6日

水道事業規程第2号

目次

- 第1章 総則(第1条-第3条)
- 第2章 指定給水装置工事事業者の指定等(第4条-第10条)
- 第3章 給水装置工事主任技術者(第11条・第12条)
- 第4章 指定給水装置工事事業者の義務(第13条-第18条)
- 第5章 雑則 (第19条・第20条)

附則

第1章 総則

(趣旨)

第1条 この規程は、萩市水道給水条例(平成17年萩市条例第290号。以下「条例」という。) 第7条の規定に基づき、萩市水道事業指定給水装置工事事業者(以下「指定工事業者」 という。)について必要な事項を定めるものとする。

(定義)

- 第2条 この規程において「法」とは、水道法(昭和32年法律第177号)をいう。
- 2 この規程において「政令」とは、水道法施行令(昭和32年政令第336号)をいう。
- 3 この規程において「施行規則」とは、水道法施行規則(昭和32年厚生省令第45号)をいう。
- 4 この規程において「給水装置」とは、需要者に水を供給するために、配水管から分岐して設けられた給水管及びこれに直結する給水用具をいう。
- 5 この規程において「給水装置工事」とは、給水装置の新設、増設、改造、修繕(法第 16条の2第3項で定める給水装置の軽微な変更を除く。)又は撤去の工事をいう。
- 6 この規程において「主任技術者」とは、給水装置工事主任技術者をいう。 (業務処理の原則)
- 第3条 指定工事業者は、法、政令、施行規則、条例、萩市水道給水条例施行規程(平成 17年萩市水道事業規程第1号)及びこの規程並びにこれらの規定に基づく管理者の権限

を行う市長(以下「管理者」という。)の指示を遵守し、誠実にその業務を行わなければならない。

第2章 指定給水装置工事事業者の指定等

(指定の申請)

- 第4条 条例第7条第1項の指定は、給水装置工事(以下「工事」という。)を行う者の申請により行うものとする。
- 2 指定工事業者として指定を受けようとする者は、施行規則に定められた様式第1による申請書に次に掲げる事項を記載し、管理者に提出しなければならない。
 - (1) 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者及び役員の氏名
 - (2) 萩市水道事業等の設置等に関する条例(平成17年萩市条例第288号)第2条第2項 第1号に定める給水区域において工事を行う事業所(以下「事業所」という。)の名 称及び所在地並びに第12条第1項の規定によりそれぞれの事業所において選任される こととなる主任技術者の氏名及び当該主任技術者が交付を受けている免状の交付番号
 - (3) 工事を行うための機械器具の名称、性能及び数量
 - (4) 事業の範囲
- 3 前項の申請書には、次の書類を添えなければならない。
 - (1) 次条第1項第3号のアからオまでのいずれにも該当しない者であることを誓約する書類
 - (2) 法人にあっては定款又は寄附行為及び登記簿の謄本、個人にあってはその住民票の写し
- 4 前項第1号に規定する書類は、施行規則に定められた様式第2によるものとする。 (指定の基準)
- **第5条** 管理者は、前条第1項の申請をした者が次の各号のいずれにも適合していると認めるときは、同項の指定をしなければならない。
 - (1) 事業所ごとに第12条第1項の規定により主任技術者として選任されることとなる者を置く者であること。
 - (2) 次に定める機械器具を有する者であること。
 - ア 金切りのこその他の管の切断用の機械器具
 - イ やすり、パイプねじ切り器その他の管の加工用の機械器具

- ウ トーチランプ、パイプレンチその他の接合用の機械器具
- エ 水圧テストポンプ
- (3) 次のいずれにも該当しない者であること。
 - ア 成年被後見人若しくは被保佐人又は破産者で復権を得ないもの
 - イ 法に違反して、刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなく なった日から2年を経過しない者
 - ウ 第8条第1項の規定により指定を取り消され、その取消しの日から2年を経過しない者
 - エ その業務に関し不正又は不誠実な行為をするおそれがあると認めるに足りる相当 の理由がある者
 - オ 法人であって、その役員のうちアからエまでのいずれかに該当する者があるもの (指定工事業者証の交付)
- 第6条 管理者は、前条の指定を行ったときは、速やかに指定工事業者に萩市水道事業指 定給水装置工事事業者証(以下「指定工事業者証」という。)を交付するものとする。
- 2 指定工事業者は、事業の廃止を届け出たとき、又は第8条の指定の取消しを受けたと きは、指定工事業者証を管理者に返納するものとする。
- 3 指定工事業者は、事業の休止を届け出たとき、又は第9条の指定の停止を受けたときは、指定工事業者証を管理者に提出するものとする。
- 4 指定工事業者は、指定工事業者証を汚損又は紛失したときは、再交付を申請することができる。

(変更等の届出)

- 第7条 指定工事業者は、次の各号のいずれかに掲げる事項に変更があったとき、又は給水装置工事の事業を廃止、休止若しくは再開したときは、次項に定めるところにより、その旨を管理者に届け出なければならない。
 - (1) 事業所の名称及び所在地
 - (2) 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
 - (3) 法人にあっては、役員の氏名
 - (4) 主任技術者の氏名又は主任技術者が交付を受けた免状の交付番号
- 2 前項の規定により変更の届出をしようとする者は、変更のあった日から30日以内に施

行規則に定められた様式第10による届出書に次の書類を添えて管理者に提出しなければ ならない。

- (1) 前項第2号に掲げる事項の変更の場合には、法人にあっては定款又は寄附行為及び登記簿の謄本、個人にあっては住民票の写し
- (2) 前項第3号に掲げる事項の変更の場合には、施行規則に定められている様式第2 による第5条第3号アからオまでのいずれにも該当しない者であることを誓約する書 類及び登記簿の謄本
- 3 第1項の規定により事業の廃止、休止又は再開の届出をしようとする者は、事業を廃止し、又は休止したときは当該廃止又は休止の日から30日以内に、また、事業を再開したときは当該再開の日から10日以内に、施行規則に定められた様式第11による届出書を管理者に提出しなければならない。

(指定の取消し)

- 第8条 管理者は、指定工事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、第4条第1項 の指定を取り消すことができる。
 - (1) 不正の手段により第4条第1項の指定を受けたとき。
 - (2) 第5条各号に適合しなくなったとき。
 - (3) 第7条の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をしたとき。
 - (4) 第12条各項の規定に違反したとき。
 - (5) 第13条に規定する事業の運営に関する基準に従った適正な工事の事業の運営をすることができないと認められるとき。
 - (6) 第16条の規定による管理者の求めに対し、正当な理由なくこれに応じないとき。
 - (7) 第18条の規定による管理者の求めに対し、正当な理由なくこれに応じず、又は虚偽の報告若しくは資料の提出をしたとき。
 - (8) その施工する工事が水道施設の機能に障害を与え、又は与えるおそれがあるとき。 (指定の停止)
- **第9条** 管理者は、前条各号に該当する場合において、指定工事業者にしん酌すべき特段 の事情があるときは、指定の取消しに替えて、6月を超えない期間を定め指定の効力を 停止することができる。

(指定等の公示)

- **第10条** 管理者は、次の各号のいずれかに該当するときは、その都度市の広報紙に掲載して公示するものとする。
 - (1) 第4条の規定により、指定工事業者を指定したとき。
 - (2) 第7条の規定により、指定工事業者から給水装置工事の事業の廃止、休止又は再 開の届出があったとき。
 - (3) 第8条の規定により、指定工事業者の指定を取り消したとき。
 - (4) 前条の規定により、指定工事業者の指定を停止したとき。

第3章 給水装置工事主任技術者

(主任技術者の職務等)

- 第11条 主任技術者は、次に掲げる職務を誠実に行わなければならない。
 - (1) 工事に関する技術上の管理
 - (2) 工事に従事する者の技術上の指導監督
 - (3) 工事に係る給水装置の構造及び材質が政令第5条に定める基準に適合していることの確認
 - (4) 工事に関し、管理者と次に掲げる連絡又は調整を行うこと。
 - ア 配水管から分岐して給水管を設ける工事を施工しようとする場合における配水管 の位置の確認に関する連絡調整
 - イ 第13条第2号に掲げる工事に係る工法、工期その他の給水装置工事上の条件に関する連絡調整
 - ウ 工事を完了した旨の連絡
- 2 工事に従事する者は、主任技術者がその職務として行う指導に従わなければならない。 (主任技術者の選任等)
- 第12条 指定工事業者は、第4条第1項の指定を受けた日から14日以内に、事業者ごとに、 主任技術者を選任し、管理者に届け出なければならない。
- 2 指定工事業者は、その選任した主任技術者が欠けるに至ったときは、当該事由が発生 した日から14日以内に新たに主任技術者を選任し、管理者に届け出なければならない。
- 3 指定工事業者は、主任技術者を選任又は解任したときは、施行規則に定められた様式 第3による届出書により、遅滞なくその旨を管理者に届け出なければならない。
- 4 指定工事業者は、主任技術者の選任を行うに当たっては、一の事業所の主任技術者が

同時に他の事業所の主任技術者とならないようにしなければならない。ただし、一の主 任技術者が当該二以上の事業所の主任技術者となってもその職務を行うに当たって特に 支障がないときは、この限りでない。

第4章 指定給水装置工事事業者の義務

(事業の運営に関する基準)

- 第13条 指定工事業者は、次に掲げる事業の運営に関する基準に従い、適正な事業の運営 に努めなければならない。
 - (1) 工事ごとに前条第1項の規定により選任した主任技術者のうちから、当該工事に 関して第11条第1項各号に掲げる職務を行う者を指名すること。
 - (2) 配水管から分岐して給水管を設ける工事及び給水装置の配水管への取付口から水 道メーターまでの工事を施工する場合において、当該配水管及び他の地下埋設物に変 形、破損その他の異状を生じさせることがないよう適切に作業を行うことができる技 能を有する者を従事させ、又はその者に当該工事に従事する他の者を実地に監督させ ること。
 - (3) 前号に掲げる工事を施工するときは、あらかじめ管理者の承認を受けた工法、工期その他の工事上の条件に適合するように当該工事を施工すること。
 - (4) 主任技術者及びその他の工事に従事する者の工事の施工技術の向上のために、研 修の機会を確保するよう努めること。
 - (5) 次に掲げる行為を行わないこと。
 - ア 政令第5条に規定する給水装置の構造及び材質の基準に適合しない給水装置を設置すること。
 - イ 給水管及び給水用具の切断、加工、接合等に適さない機械器具を使用すること。
 - (6) 施工した工事ごとに、第1号の規定により指名した主任技術者に次に掲げる事項 に関する記録を作成させ、当該記録をその作成の日から3年間保存すること。
 - ア 施主の氏名又は名称
 - イ 施工の場所
 - ウ 施工完了年月日
 - エ 主任技術者の氏名
 - オ しゅん工図

- カ 工事に使用した給水管及び給水用具に関する事項
- キ 第11条第1項第3号の確認の方法及びその結果

(設計審査)

第14条 指定工事業者は、条例第7条第2項に規定する設計審査を受けるため、設計審査 に係る申請書に設計図を添えて、管理者に申請しなければならない。

(工事検査)

- 第15条 指定工事業者は、条例第7条第2項に規定する工事検査を受けるため、工事完了 後速やかに当該工事検査に係る申請書により管理者に申請しなければならない。
- 2 指定工事業者は、検査の結果手直しを要求されたときは、指定された期間内にこれを 行い、改めて管理者の検査を受けなければならない。

(主任技術者の立会い)

第16条 管理者は、指定工事業者が施工した給水装置に関し、法第17条の給水装置の検査 の必要があると認めるときは、当該給水装置に係る給水装置工事を施工した指定工事業 者に対し、当該工事に関し第13条第1号により指名された主任技術者又は当該工事を施工した事業所に係るその他の主任技術者の立会いを求めることができる。

(瑕疵責任)

- 第17条 指定工事事業者は、給水装置工事完成後、当該給水装置の所有者から当該工事の 契約に基づき瑕疵に係る修繕の請求があったときは、これに応じなければならない。 (報告又は資料の提出)
- 第18条 管理者は、指定工事業者が施工した工事に関し、当該指定工事業者に対し必要な報告又は資料の提出を求めることができる。

第5章 雑則

(講習会)

第19条 管理者は、給水装置の工事の施工に関する知識及び技術の向上を図るため、指定 工事業者、主任技術者及びその他の給水装置工事に従事する者を対象とする講習会を実 施し、又は他団体の実施する講習会を推薦することができる。

(その他)

第20条 この規程に定めるもののほか、この規程の施行について必要な事項は、管理者が 定める。

附 則

(施行期日)

1 この規程は、平成17年3月6日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規程の施行の日前に、合併前の萩市水道局指定給水装置工事事業者規程(平成10年萩市水道企業規程第2号)、田万川町水道給水工事施工者規程(昭和47年田万川町規程)又は福栄村営農飲雑用水(簡易水道)事業給水条例施行規則(平成10年福栄村規則第4号)(以下これらの規程等を「合併前の規程等」という。)の規定によりなされた指定、手続その他の行為は、この規程の相当規定によりなされたものとみなす。
- 3 前項の規定により、この規程による指定工事事業者とみなされたものは、平成17年3月6日から30日以内に次の各号に定める事項について、別に定める届出書に合併前の規程等により交付された指定工事事業者証(以下「旧指定工事事業者証」という。)を添付して管理者に提出しなければならない。この場合において、管理者は、期間内に届出書の提出がないときは、指定工事事業者の指定を取り消し、旧指定工事事業者証の効力を失うものとし、その旨を当該指定工事事業者に通知する。
 - (1) 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
 - (2) 法人である場合には、役員の氏名
 - (3) 事業の範囲
 - (4) 事業所の名称及び所在地
 - (5) 主任技術者の氏名及び交付番号
- 4 管理者は、前項の届出書の提出があったときは、速やかに第6条に規定する指定工事 事業者証を交付する。

附 則(平成21年7月1日水道事業規程第3号)

この規程は、平成21年7月1日から施行する。

附 則(平成24年7月9日水道事業規程第2号)

この規程は、平成24年7月9日から施行する。

○加入金の運用等に関する基準

平成 17 年 10 月 1 日 制定 平成30年 4 月 1 日 一部改正

(目的)

第1条 この基準は、萩市水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例(平成17年萩市条例 第288号)及び、萩市水道給水条例(平成17年萩市条例第290号)に基づき、加入金の運 用等について必要な事項を定める。

(定義)

第2条 加入金とは、新旧需要者間の負担の公平を図るため、新規利用者から施設の整備、拡 張費の一部を負担するものである。

(免除)

第3条 給水装置を撤去し、新規に給水装置を設置した場合は、移設とみなし水道メーター(以下「メーター」という。)の口径の区分に従い、加入金を免除する。ただし、新設工事の申込みと同時に撤去工事の申込みをしなければならない。なお、新設する給水装置と撤去する給水装置の同時給水はできないものとする。

(合算)

第4条 既設の複数又は単数の給水装置を撤去し、新たに複数又は単数の給水装置を設置する場合はメーター口径の区分に従い、加入金を合算処理することができる。ただし、余剰金については還付しない。

(分岐)

第5条 既設の給水装置から分岐して別に給水装置を設置する場合は、メーター口径の区分に 従う加入金を必要とする。

(売却、譲渡)

第6条 既設の給水装置を売却または譲渡し、新たに給水装置を設ける場合は、メーター口径 に応じた加入金を必要とする。

(口径変更)

- 第7条 給水装置工事の施工中に、給水装置のメーターの口径変更申請があった場合は、加入 金の差額を環付することができる。
- 2 前項の還付することができる期間は、当該給水装置にメーターを設置する前までとする。 (消火栓)
- 第8条 私設消火栓を公道またはこれに準ずる道路に設置し、公共の消防用に使用する場合の加入金は免除する。ただし、これ以外の場合は、一般給水装置とみなし加入金を納入しなければならない。

附則

(施行期日)

1 この基準は、平成17年10月1日から施行する。

2 この基準は、平成30年4月1日から施行する。

(経過措置)

1 この基準の施行日前に、加入金の運用(事例)(昭和 52 年 3 月)に基づき手続きした行為は、この基準にかかわらず、加入金の運用(事例)(昭和 52 年 3 月)の例による。

O集合住宅の戸別検針等に関する要綱

平成17年3月6日 制定 平成17年6月15日 一部改正

(目的)

- 第1条 この要綱は、用水設備の戸別検針、料金徴収の取扱いについて定めるものとする。 (適用範囲)
- 第2条 この要綱の適用範囲は、次の各号に適合する範囲とする。
 - (1) 水道法(昭和32年法律第177号)第3条第9項に定める給水装置以外の設備(以下「用水設備」という。)を使用する3階建以上の中高層住宅(以下「集合住宅」という。)で管理者の権限を行う市長(以下「管理者」という。)が認めたもの。
 - (2) 用水設備を使用する集合住宅の戸別に私有の水道メーター(以下「私有メーター」という。)が設置され、これに附帯する設備が別に定める集合住宅の用水設備設置に関する基準要綱(以下「設置基準」という。)に適合しているもの。

(受水槽以下の管理責任)

- 第3条 受水槽以下の設備は水道法上の給水装置ではないため、受水槽以下の設備及びそれにより供給される水の水質保全等の維持管理は、集合住宅の設備所有者、総代人がすべて責任をもって行うものとする。
- 2 前項の保全に要する費用は、すべて設備所有者の負担とする。 (親メーターの設置)
- **第4条** 管理者は、給水装置に上下水道部(以下「部」という。)の親メーターを設置し、私有メーターの検針時に点検する。

(水道料金の徴収方法)

- 第5条 管理者は、2月ごとの定例日に各水道使用者(以下「使用者」という。)が使用する私 有メーターを検針し、水道料金は使用者から徴収するものとする。
- 2 2月ごとに計量した使用水量は、各月均等に使用したものとみなす。
- 3 第1項の水道料金は、集金制、口座振替制若しくは納付制の方法により徴収する。
- 4 水道料金の算定、徴収方法その他この要綱に定めるほか、萩市水道給水条例(平成17年萩 市条例第290号)及び同施行規程(平成17年萩市水道事業規程第1号)を準用するものとする。
- 5 管理者は、親メーターの指示水量が私有メーターの使用水量の総和より多い場合は、設備 所有者又は使用者からその水量差分に対する料金相当額を徴収するものとする。ただし、管 理者が特に認めた場合は、この限りでない。
- 6 前項の規定により、料金相当額を徴収する場合の徴収方法は、管理者が別に定める。 (設備所有者、総代人の責務)
- 第6条 設備所有者及び総代人は、次の各号の事務の取扱い及び責務を負うものとする。
 - (1) 料金相当額の支払に関すること。
 - (2) 共同使用に係る共用栓、散水栓の水道料金の支払に関すること。
 - (3) 私有メーターの取替えに関すること。
 - (4) 水道料金の未払者があるときは、当該使用者に対し早期に完納させるよう努めること。

(5) その他管理者との事務連絡に関すること。

(申請者の選定)

第7条 私有メーターの戸別検針、料金徴収を申請しようとするときは、総代人を選定し、総 代人及び設備所有者を申請者として申請をするものとする。

(申請手続)

- 第8条 申請者は、用水設備の戸別検針、料金徴収の「戸別検針等承認申請書」(別記第1号様式)に次に掲げる書類を添えて管理者に提出しなければならない。
 - (1) 総代人選定届(別記第2号様式)
 - (2) 用水設備設置場所の位置図、配置図及び系統図(別記第3号様式)
 - (3) 用水設備の私有メーター設置届 (別記第4号様式)
 - (4) 用水設備の水道使用者名簿(別記第5号様式)
 - (5) その他管理者が必要とする書類等

(承認)

第9条 管理者は、当該申請が取扱要綱に適合したときは、承認するものとする。

(賞書)

第10条 管理者は、申請者と別に定める覚書により、戸別検針、料金徴収に関する覚書を交換するものとする。

(加入金)

- 第11条 設備所有者は、萩市水道給水条例第6条の規定により加入金を納入しなければならない。
- 2 前項の加入金の額は、私有メーターの口径及び個数に基づき算定するものとする。 (遵守事項)
- 第12条 申請者は、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。
 - (1) 用水設備の給水装置の故障、破損その他による漏水については、速やかに修理しなければならない。
 - (2) メーター検針に支障のないよう「集中検針盤」付近に障害物を置いてはならない。
 - (3) 戸別検針、料金徴収について管理者から指示があったときは、その指示に従わなければならない。

(届出の義務)

- **第13条** 設備所有者又は総代人は、次の各号のいずれかに該当するときは、あらかじめ管理者 に届け出なければならない。
 - (1) 用水設備の増設改造及びその他変更を行うとき。
 - (2) 私設消火栓を消防演習に使用するとき。
- 2 設備所有者又は総代人は、次の各号のいずれかに該当するときは、速やかに管理者に届け出なければならない。
 - (1) 総代人に変更があったとき。
 - (2) 用水設備の所有者に変更があったとき。
 - (3) 用水設備の使用者に異動があったとき。
 - (4) 私設消火栓を消防用として使用したとき。

(覚書の解除)

- **第14条** 管理者は、申請者又は戸別の使用者が次の各号のいずれかに該当するときは、覚書を解除することができる。
 - (1) この要綱に違反したとき。
 - (2) 水道料金を納期内に納付しなかったとき。
 - (3) その他管理者が必要があると認めたとき。
- 2 前項の規定により覚書を解除した場合において、覚書の相手方に損害が生じることがあっても、管理者はその責めを負わない。

(その他)

第15条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、管理者が定める。

附則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成17年3月6日から施行する。
- 2 この要綱は、平成17年6月15日から施行する。

(経過措置)

3 この要綱の施行前に、集合住宅のメーター設備設置基準(平成元年3月31日公布)の規定によってなされた承認は、この要綱の規定によりなされたものとみなす。

別記

第1号様式(第8条関係)

						年	月	日		
	戸別検針等承認申請書									
*************************************	* ~									
萩市長	Ø (
			申請者	全 住	所					
				氏	名					
萩市		に設置する	る集合住宅「					J		
		ついて、集合	合住宅の戸別検針等	等に関う	トる要	網第8	条に基	生 づき		
申請します	0									
			*	ーター	設置	松				
					HA III.	*^				
口径		- ター 個数	設置様			<u>加</u> カ	金			
口 径 m/m	型式	- ター 個数 個					金	円		
	型式	個 数				加 7				
	型式	個 数								
m/m	型式	個 数				加 7				
	型式	個 数				加 7				
m/m	型式	個数個			年	加 7				
m/m	型式	個 数	設置様			加力領地		円		
m/m 計 装置番号	型式	個数個	設置様		年	加力領地		日		
m/m	型式	個数個	設置様		年	加力領地		日		

第2号様式(第8条関係)

									年	 月	日
		総(人力	. 選	定	届					
萩市長	あて										
				設備原	f有者						
						氏	名				
次のと	おり総代人を選	定したのでお	る届けし	します。							
					設	置	場	所			
					住	5	Ė	名			
					総	f	t	人			
							住	所			
							氏	:名			(1)
								話	()

第3号様式(第8条関係)

位置図

第4号様式(第8条関係)

用水設備の私有メーター設置届

集合住宅名	製造メーカー名	施工工事店名

				I	
室番号	メーター径	番号	指示数	取付年月日	検定有効期間

第5号様式 (第8条関係)

用水設備の水道使用者名簿

集合住宅名	

小 亚 ロ	→ 11 .B 1.	·
室 番 号	フ リ ガ ナ 使 用 者 名	連 絡 先 (電話)

O萩市給水装置工事費負担区分に関する基準要綱

平成 17 年 3 月 6 日 制定 平成 18 年 12 月 25 日 一部改正

(目的)

第1条 この要綱は、萩市水道給水条例(平成17年萩市条例第290号。以下「条例」という。) 第5条ただし書に基づく給水装置の工事に要する費用の負担区分の基準について、必要な事項を定めることを目的とする。

(適用)

第2条 この要綱に定める基準は、条例第2条第1号に規定する給水装置のうち、その給水管 の口径が40mm以上で国道、県道、市道、里道(以下「公道」という。)に新設又は改造(以下「工事」という。)するものについて適用する。

(負担区分)

- 第3条 工事に要する費用(以下「工事費」という。)は、工事の申込みをしようとする者(以下「申込者」という。)の負担とする。ただし、工事の申込みが次の各号のいずれにも該当するときは、市は、工事費の2分の1に相当する額を負担することができる。
 - (1) 既存の住宅(以下「住宅」という。)が3戸以上で、管理者の権限を行う市長(以下「管理者」という。)が認めるものであるとき。
 - (2) 住宅の敷地に面する公道に配水管が布設されていないとき。

(負担範囲)

第4条 前条が適用される場合においても、市が負担できるのは、その給水装置の延長が **200** メートル以下の部分とする。

(譲渡等)

第5条 管理者は、給水装置の所有者と協議のうえ、この基準に基づき新設した給水装置の譲渡を受け、配水管として維持・管理するものとする。

(申込み等)

- 第6条 申込み等に必要な書類は、次に掲げるところによる。
 - (1) 水道管布設整備申込書 別記第1号様式
 - (2) 水道管布設整備について (通知) 別記第2号様式
 - (3) 同意書 別記第3号様式
 - (4) 寄附採納額 別記第4号様式
 - (5) 寄附採納について(通知) 別記第5号様式

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、工事費の負担区分について必要な事項は、管理者が定める。

附則

- 1 この要綱は、平成17年3月6日から施行する。
- 2 この要綱は、平成18年12月25日から施行する。

別記

第1号様式(第5条関係)

年 月 日

萩市長 あて

代表者 住 所

氏 名 📵

水道管布設整備申込書

このたび萩市

地内において下記のとおり給水を受けた

いので、水道管布設整備を申込みいたします。

記

- 1. 給水装置場所
- 2. 給水開始時期

年 月頃まで

3. 申込者及び概算

申	込	者	名	住	所	印	人	員	備	考

- (注)「備考」欄には、次のことを記入する。
 - (1) 代表者の連絡先(電話)
 - (2) 用途
 - (3) その他

第2号様式(第5条関係)

年 月 日

代表者 様

萩市長

水道管布設について (通知)

年 月 日付けで、申込みのあった水道管布設整備については、下記のと おり取扱うこととなりました。

なお、ご承諾される場合には、別紙同意書をご提出ください。

記

- 1. 市が負担施工するもの
 - (1) 施行時期(予定) 年 月 日頃
 - (2) 施設の名称等

ア 名称 配 水 管

イ 管種

ウ 口径及び延長 mm m

- (3) 工事費の概算 円
- 2. 申込者が負担施工するもの

別紙見積書(公道部分)のとおり

- 3. その他
 - (1) 給水装置工事の施工が決まりましたら、至急各戸の「給水開始届」をご提出ください。
 - (2) 申込者の費用負担で施工する給水装置(公道に布設する40mm以上の給水管)は、工事完了後2年以内に市に寄附することをご協議ください。

年 月 日

萩市長 あて

代表者 住 所 氏 名

同 意 書

このたび市が施工する萩市 町地内の配水管布設整備工事に伴う給水 装置工事については、申込者の費用負担で施工することに同意いたします。なお、下記事項 についても異議ありません。

記

- 1. 工事内容に変更が生じた場合の、費用負担の増額について
- 2. 申込者の費用負担で施工する給水装置(公道に布設する40mm以上の給水管)は、工事完 了後貴市に寄附する。

第4号様式(第5条関係)

年 月 日

萩市長 あて

所有者 住 所氏 名

寄 附 採 納 願

このたび、萩市 地内に所在する下記の給水装置(共有管)の維持管理を貴市に移管いたしたく、同施設の寄附採納方願います。

なお、今後同施設のいかなる利用に対しても異議はありません。

記

1. 寄附しようとする物作

 (1)管
 種

 (2)口径及び延長
 m

 (3)評価額
 円

 (4)しゅん工年月日年月日年月日
 年月日日

 (5)寄附の時期年月日日
 年月日日

2. 添 付 書 類

(1) 設計図面 (位置図、平面図、配管図、その他)

第5号様式(第5条関係)

年 月 日

様

萩市長 回

寄附採納について (通知)

年 月 日付けで申し出いただきました萩市 地内に布設された給水装置については、ご趣意のとおりお受けいたします。

O萩市開発地等給水施設取扱いに関する基準要綱

平成17年3月6日

(目的)

第1条 この要綱は、萩市の給水区域内の開発地、低地区又は高地区(以下「開発地等」という。)で給水施設を設置(以下「工事」という。)する場合及び給水施設を管理者の権限を行う市長(以下「管理者」という。)に譲渡する場合の取扱いについて、必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

- **第2条** この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。
 - (1) 開発地 都市計画法 (昭和43年法律第100号) 及びその関係法令による宅地造成地
 - (2) 低地区 水道事業者が管理する施設から直圧で給水できる地区
 - (3) 高地区 水道事業者が管理する施設から直圧で給水できない地区 (適用範囲)
- 第3条 この要綱は、開発地等の規模が30戸以上又は給水量が1日当たり42立方メートル以上 のものについて適用する。

(申込み)

- 第4条 給水施設を譲渡する者は、別記第1号様式により申し込まなければならない。 (事前協議)
- 第5条 開発地等の給水施設の設計に当たっては、事前に管理者と協議を行う。 (工事の施行)
- **第6条** 開発地等の給水施設の設計及び施行は、その設置者及びそれを譲渡する者(以下「申 込者」という。)において行う。
- 2 工事をするときは、管理者の指示に従うものとする。

(給水施設の設計基準)

- 第7条 開発地等の給水施設の設計基準は、次のとおりとする。
 - (1) 有効宅地面積 1戸当たり200平方メートル
 - (2) 給水人口 1戸当たり4人
 - (3) 給 水 量 1人1日最大350リットル
 - (4) 配水能力等 水道施設設計指針による。

(費用負担)

第8条 申込者が、開発地等の給水施設を管理者に譲渡しようとするときは、高地区にあっては、設備管理負担金(以下「負担金」という。)として管理者が積算した工事費の 20パーセントに相当する額を負担しなければならない。

(共同工事の費用負担)

第9条 2以上の申込者又は管理者と申込者が共同で工事をするときの工事費及び負担金は、原則として、各者の使用水量の割合により各者が負担するものとする。ただし、管理者において特に必要があると認めるときは、各者が必要とする同等の効用を有する工事をするため

に要する推定額の割合によることができる。

2 前項の場合において、管理者は申込者が必要とする給水施設以上の能力を有する工事をするときは、当該工事に係る費用は、管理者の負担とする。

(負担金の納入方法等)

第10条 申込者は、負担金を譲渡の契約締結と同時に全額納入しなければならない。ただし、 管理者が特に必要があると認めるときは、分割して納入することができる。

(施設の譲渡)

第11条 開発地等の給水施設は、工事完了後管理者に譲渡することができる。ただし、公共用地となるべき地内に存する給水施設は、当該地が公共用地になった直後とする。

(用地の無償譲渡)

第12条 開発地等の給水施設を管理者に帰属させるときの当該用地は、給水施設の帰属と同時 に管理者へ無償譲渡するものとする。

(給水開始)

第13条 開発地等の給水施設の一部又は全部の完成検査後に給水を開始する。

(既設の給水施設の譲渡)

- 第14条 開発地等における既設の給水施設の所有者又は管理責任者から管理者に給水施設の譲渡の申込みがあった場合において、当該給水施設が次の各号に適合し、かつ、所有者又は管理責任者が譲渡契約の締結と同時に負担金を納入するときは、譲渡を受けることができる。ただし、その場合の負担金の額は、申込時に工事をするものとして管理者が評価した額により算出するものとする。
 - (1) 公道に布設されているもの
 - (2) 管口径50ミリメートル以上のもの
 - (3) 配水管として一般に供給できる能力を有すると認められるもの
 - (4) その他、管理者が必要と認める事項
- 2 前項の規定により給水施設を譲渡する者は、別記第2号様式により申し込まなければならない。

附則

この要綱は、平成17年3月6日から施行する。

様式(省略)

○給水装置における修繕費用負担基準

平成 18 年 4 月 1 日 制定 平成 18 年 10 月 1 日 一部改正 平成 29 年 4 月 1 日 一部改正

(趣旨)

第1条 この基準は、萩市水道給水条例(平成 17 年条例第 290 号)第 23 条、 萩市水道給水条例施行規程(平成 17 年水道事業規程第 1 号)第 18 条に基づき、給水装置における修繕費用負担について、必要な事項を定めるものとする。

(道路の定義)

第2条 この基準において「道路」とは、国道、県道、市道等公法上の規制を 受けるもの及び建築基準法上における位置指定を受けたものをいう。

(漏水修繕の費用負担)

- 第3条 給水装置における漏水修繕に要する費用は、次により負担するものと する。
 - (1) 道路に布設してある給水装置の漏水修繕は、萩市の負担とする。ただし、 建築基準法上の位置指定を受けた道路の復旧方法は、アスファルト舗装を基 本とし、これ以外の舗装復旧に掛かる費用は、使用者等の負担とする。
 - (2) 道路境界線から管理者メーター(下流側メーターユニオン含む)までにおいて発生した自然漏水の修繕は萩市の負担とする。ただし、タイル、建築物内装等構造物の復旧、庭木の移植等附帯的なものは、使用者等の負担とする。
 - (3) 管理者メーターから下流側の漏水修繕は、使用者等の負担とする。
 - (4) 漏水の原因者がある場合は、全額その者の負担とする。
 - (5) 老朽管による漏水で管理者が布設替の必要を認めたときは原則、使用者等の負担とする。

(その他の費用負担)

- 第4条 給水装置におけるその他の修繕に要する費用は、次により負担するものとする。
 - (1) 土盛りなど使用者等の行為でメーターきょうが低くなった場合(メーター 取替が困難となった場合も含む)の修繕に要する費用は、全額使用者等の負担とする。
 - (2) 管理者メーターの凍結による破損は無料とする。ただし、工事等に伴う仮設置時の破損は、使用者等の負担とする。

附則

(施行期日)

1 この基準は、平成18年4月1日から施行する。

- 2 この基準は、平成18年10月1日から施行する。
- 3 この基準は、平成29年4月1日から施行する。

萩市上下水道局で行う漏水修繕の範囲については、配水管から水道メーターまで修繕を行います。

なお、修繕場所が、容易に掘削、取壊し及び復旧のできない特殊構造物等(タイルなどの特殊舗装、植栽、門塀、法面、石垣、建築物など)の場合は、萩市上下水道局で復旧ができない場合があります。

また、給水装置は、個人の費用をもって設置された個人財産であるため、老朽化により修繕が困難な場合や、長期にわたり使用を中止している場合は、お客様のご負担で布設替等を行ってください。

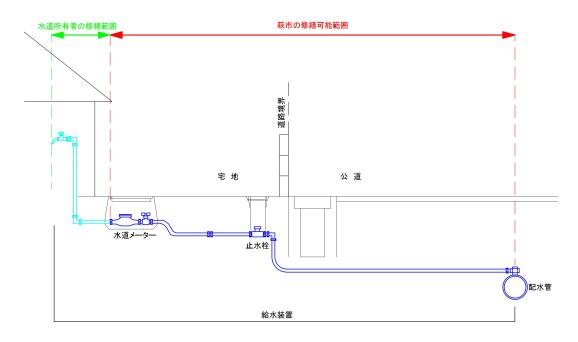
漏水が発生した場合、萩市上下水道局水道工務課までご連絡ください。

※お客様が直接水道工事事業者に依頼し、修繕された場合は、水道局で費用負担できませんので、注意してください。

○萩市上下水道局が費用負担できる宅地内の漏水修繕の施行条件

- ・お客様から水道局に給水装置修繕依頼願があること。
- ・土地所有者から掘削等の許可が得られること。
- ・漏水箇所に特殊な構造物等(タイルなどの特殊舗装、植栽、門塀など)がないこと。(障害物の移動や、タイルなどの特殊な舗装の復旧は、お客様のご負担でお願いします。)
- ・現場が狭あいである等、漏水修繕が不可能な箇所でないこと。
- ・漏水修繕の施工するにあたり、断水等の同意が得られること。
- ・お客様や第三者の故意または過失によるものでないこと。

○水道所有者の修繕範囲については、個人負担となりますので、萩市指定給水装置工事事業者 に連絡して修繕してください。



萩市指定材料表

品名	規格	適用
水道用ダクタイル鋳鉄管	JWWA G 113	DIP-K
水道用ダクタイル鋳鉄異形管	JWWA G 114	DIP-K
水道用硬質塩化ビニルライニング鋼管	JWWA K 116	SGP-VD·VB
水道用ねじ込み管端防食管継手	JWWA K 150	
水道用ポリエチレン管	JIS K 6762	二層管軟質1種
水道用ポリエチレン管用金属継手	JWWA B 116	
水道用ソフトシール仕切弁	JWWA B 120	内ネジ式 7.5K (右開き)
サドル分水栓	JWWA B 117	ボール式 φ 25 mm 以下 配水管 口径 1 / 2 以下
止水栓	JWWA B 108	甲形
メータきょう	FCD	サイズ規格あり
止水栓鉄蓋	FCD	H=250mm
仕切弁鉄蓋	FCD(円形2号)	上・中・下部壁・底版 レジコン製とする
消火栓鉄蓋	FCD (円形3号)	上・中・下部壁・底版 レジコン製とする
スリースバルブ	JIS B 2011	青銅製バルブ・ゲート ねじ込み 10K
水道用ダクタイル鋳鉄管 ポリエチレンスリーブ	JDPA Z 2005	
水道用耐震型高性能ポリエチレン管	PWA 001 PWA 002	φ 5 0 ~ φ 1 5 0
弁付不断水割T字管	(社)日本水道協会承認品	フランジ型
伸縮継手メーター用ソケット (HIVP 用)	(社)日本水道協会承認品	メーターの2次側配管 がHIVPの場合

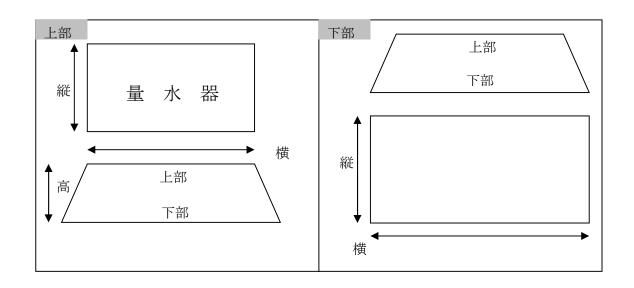
※記載なき材料等については、事前協議で確認すること。

2019年4月現在

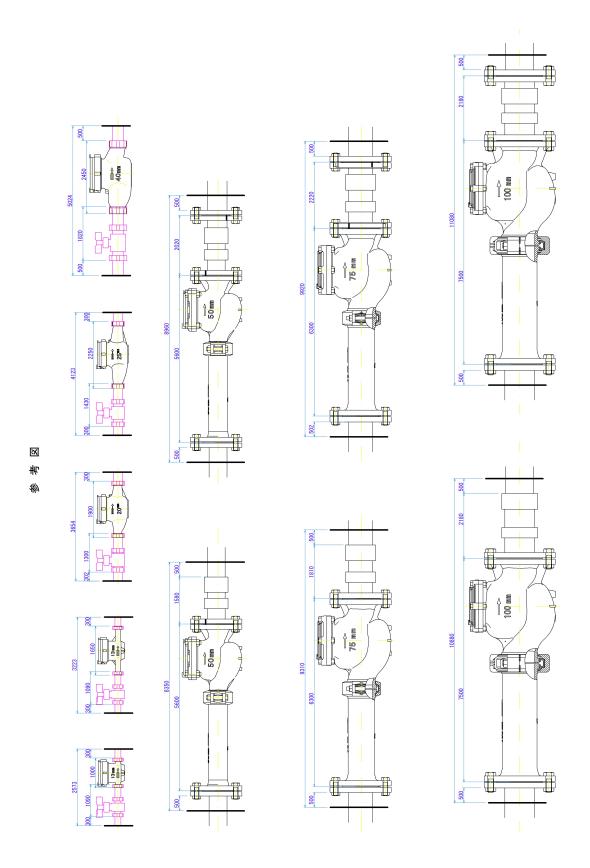
メーターきょう(メーター BOX) サイズ規格

単位 (mm)

口径	上	部	下	部	高さ	
	横	縦	横	縦		
13mm	350 以上	180 以上	365 以上	200 以上	150~250	
20 · 25mm	416 以上	185 以上	440 以上	225 以上	195~300	
40mm以上	メーター及び伸縮継手の取替が可能なサイズとすること。					



※ サイズは、萩市指定材料に合わせています。



萩市給水装置工事施行基準

発行所 萩市上下水道局 〒758-8555 萩市江向510番地 TEL0838-25-2398